

成田市国土強靭化地域計画

(素案)

令和3(2021)年 1月

千葉県成田市

目 次

＜基本計画編＞

第1章 総論	1
1－1 計画策定の趣旨	1
1－2 本市の地域特性	2
1－3 計画の位置づけ・構成・期間	5
1－4 基本目標	6
1－5 事前に備えるべき目標	6
第2章 脆弱性評価	7
2－1 想定するリスク	7
2－2 施策分野の決定	20
2－3 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定	20
2－4 脆弱性の分析・評価	22
2－5 重点化するリスクシナリオの選定	23
第3章 リスクへの対応方策	25
目標1：被害の発生を抑制することにより人命を保護する	29
目標2：救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活 環境を確実に確保する	36
目標3：必要不可欠な行政機能は確保する	46
目標4：必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	48
目標5：経済活動の機能を早期に回復する	51
目標6：ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留 めるとともに、早期に復旧させる	55
目標7：複合災害・二次災害の拡大を防止する	59
目標8：地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	63
第4章 計画の実施工程と進捗管理	68
4－1 進捗状況の把握	68
4－2 計画の見直し	68
＜アクションプラン編＞	69
＜用語解説＞	91

第1章 総論

1－1 計画策定の趣旨

近年、気候変動に伴い集中豪雨や大型台風が頻発する等、災害が多岐にわたるほか、今後30年以内に70%の確率で起こるとされる首都直下地震等、大規模自然災害の発生が懸念されている。

直近では、令和元(2019)年に発生した令和元年房総半島台風（台風第15号）において、本市は建物の全壊・半壊や断水、長期間にわたる停電、空港における滞留者の発生といった大きな被害を受けた。このことから、多岐にわたる災害に向けた防災・減災対策が急務となっている。

一方、国においては、平成25(2013)年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「国土強靭化基本法」という。）が公布、施行され、平成26(2014)年6月に同法に基づく「国土強靭化基本計画」が閣議決定された。また、平成30(2018)年6月に「国土強靭化アクションプラン2018」や令和元(2019)年6月には「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」が見直された。

これらの法や計画では、市町村は国土強靭化を推進する責務を有しており、その責務を達成するための計画として、国土強靭化地域計画を策定することが求められている。さらに、平成27(2015)年の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された、令和12(2030)年を期限とする持続可能な開発目標（SDGs）^(※1)の取組として、国はSDGs実施指針を策定し、優先課題の一つとして「持続可能で強靭な国土と質の高いインフラの整備」を定めている。

これらの状況を踏まえ、本市においても、発災時の人命保護や被害の最小化を図るべく、本市における総合計画等で示されている取組や将来像と整合を図りながら、市のあらゆる行政計画の指針として、分野横断的・網羅的に取組を整理するための計画として成田市国土強靭化地域計画を策定するものである。

1-2 本市の地域特性

(1) 自然特性

ア 地勢

(ア) 位置・面積

本市は千葉県の北部中央の北総台地に位置し、北は神崎町、利根川を隔てて茨城県、西は栄町、印旛沼を隔てて印西市、南は酒々井町、富里市、芝山町、東は多古町、香取市に接する。面積は 213.84 km²（県下 6 位）で県土の約 4.1% を占める。東西は 20.1km、南北は 19.9km の広さである。

(イ) 地形

市の地形は、おおむね平坦な丘陵地で、南部及び東部から北部及び西部に向かって低くなっている、南部及び東部の台地と北部及び西部の低地に大別される。

平均標高は 20m 前後で、最も高い地点は標高 42m の南三里塚地先、最も低い地点は 0.5m の利根川となっている。

根木名川水系や印旛沼の水系から入る浸食谷によって複雑な地形となっている台地部では山林と畠が混在しており、利根川・根木名川・荒海川・印旛沼の周辺には水田が広がっている。台地部は、下総台地と呼ばれる。

(ウ) 河川

一級河川として、利根川・大須賀川・根木名川・派川根木名川・尾羽根川・荒海川・小橋川・取香川・十日川・派川十日川・竜台川が流れている。

イ 地質

台地部分は、地表より 3 ~ 6 m の厚さで赤褐色の関東ローム層が堆積している。これは、富士山や箱根火山の噴火による火山灰が堆積したものである。

関東ローム層の下位には黄褐色の砂層と小さな砂利混じりの厚い砂層（成田層）が堆積している。低地は、河川によって運ばれた砂や泥が堆積して形成されたもので、沖積低地と呼ばれる。特に、台地に樹枝状に入り込んでいる谷には、腐植土が堆積し、湿潤な環境にある。

ウ 気象

本市は千葉県の内陸に位置し黒潮暖流の影響を受けにくうことから、県内では比較的寒冷な地域であり、冬季は季節風の影響を受け厳しい寒さとなる。また、夏季から秋季に当たつては、台風や低気圧が通過するため大雨や強風により被害が発生しやすい気象条件となる。

平成 22(2010)年～令和元(2019)年の過去 10 年間の年間平均気温は 15.0℃ 程である。

平均年間降水量は 1,500mm 弱（気象庁、平成 22(2010)年～令和元(2019)年の統計）で、月別にみると秋雨前線や台風の影響の大きい 9 ~ 10 月で多くなっている。

(2) 社会・経済特性

ア 人口

本市の人口は増加が見込まれているが、令和 27(2045)年頃をピークに減少傾向に転じることが予測されている。

年齢別構成では、生産年齢人口は令和 12(2030)年を境に減少が予測されている。年少人口は緩やかに増加していく予想となっているが、65 歳以上の老人人口が年々増加することが予測されており、老人人口比率は今後 30 年間で約 8% 上昇すると予測されている。

※年少人口 …0～14 歳の人口

生産年齢人口 …15～64 歳の人口

老人人口 …65 歳以上人口

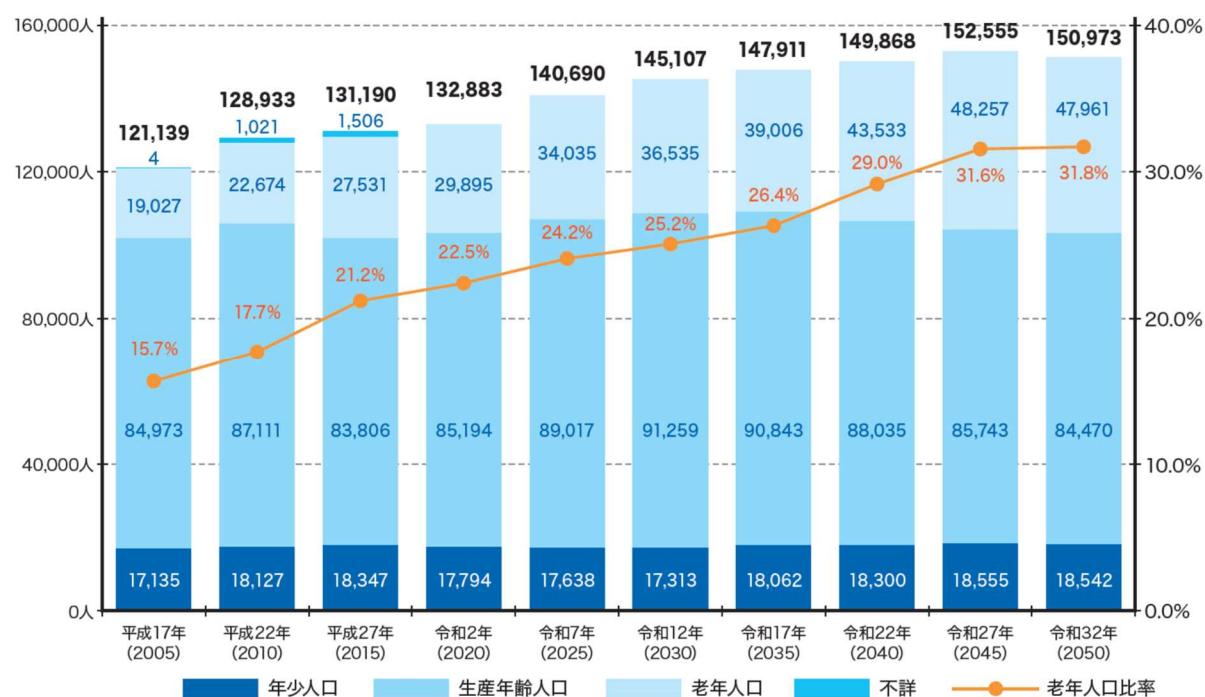


図 成田市将来人口推計

出典：成田市総合計画「NARITA みらいプラン」第1編 序論より抜粋

イ インフラ

(ア) 空港

昭和 53 年 5 月に開港し、平成 30(2018)年に開港 40 周年を迎えた成田国際空港は、今日に至るまでの間、平行滑走路の供用、空港処理能力 30 万回への拡大、航空旅客数累計 11 億人突破と、「日本の空の玄関」として活躍してきた。その間、航空機発着回数、航空旅客数は年々増加を続け、平成 30(2018)年度には 25.7 万回（国際線 20.4 万回、国内線 5.3 万回）、4,318 万人（国際線 3,587 万人、国内線 731 万人）となった。

国内線は、本邦格安航空会社の新規就航や増便等により、発着回数・航空旅客数ともに増加傾向にあり、航空需要の拡大や航空ネットワークの徹底強化等により、今後も充実していくことが見込まれる。

また、国際線においても、訪日ビザの免除や発給要件の緩和、消費税免税制度の拡充、為替の円安等を背景に、アジアを中心とした訪日外国人旅行者数が急増しており、日本を代表する国際拠点空港としての役割がますます求められている。

(イ) 道路

道路交通網としては、成田国際空港周辺地域と東京都心を結ぶ東関東自動車道が市内を縦断し、中心市街地・成田山を中心に国道 51 号、295 号、408 号、409 号、464 号などが延びる放射状の交通網が形成されている。平成 27(2015)年 6 月に首都圏中央連絡自動車道の神崎 IC・大栄 JCT 間が開通し、現在、大栄 JCT・松尾横芝 IC 間が整備中である。さらに、成田国際空港と東京外かく環状道路を結ぶ北千葉道路が整備中である。

(ウ) 鉄道

鉄道は、JR 線、京成線により、東京都心と千葉・茨城方面との往来が可能である。京成線は都営線経由で京急線と接続し、スカイライナー等の高速運行も充実するなど、利便性が高まっている。

ウ 産業経済

主要な産業地として、市内 4箇所に工業団地が整備され、製造業、運輸・倉庫業等の施設が立地している。成田国際空港周辺と JR・京成成田駅周辺に、空港利用客や成田山新勝寺参詣客等を受け入れる宿泊施設や商業施設、県内の公設地方卸売市場 6箇所のうちの 1つである成田市公設地方卸売市場が立地している。

また、国家戦略特区制度の規制緩和により国際医療福祉大学の医学部が新設され、付属病院である成田病院が開院した。今後、医療関連産業の集積が期待される。

エ 観光

成田国際空港を擁する国際空港都市であり、かつ、成田山新勝寺を有する歴史的な観光都市としての強みも有している。歌舞伎や伝統芸能を活用した観光 PR や、成田国際空港を生かしたトランジットツアーの実施などによる外国人旅行者の受入れを促進しており、平成 30(2018)年の外国人宿泊者数は 200 万人に達した。

1-3 計画の位置づけ・構成・期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、国土強靭化基本法第13条の規定に基づき、本市における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものである。

本計画は、本市における最上位計画である総合計画と整合・調和を図り策定する。



図 計画の位置づけ

(2) 計画の構成

本計画は、「基本計画編」及び、計画の進捗管理のための「アクションプラン編」の2編で構成する。

基本計画編	■脆弱性（※2）を改善するために必要な施策の推進方針を定める。 <ul style="list-style-type: none">・計画の基本的な考え方・脆弱性の分析・評価、リスクへの対応方策・対応方策の重点化
アクションプラン編	■進捗管理を行うために事業の数値目標等を定める。 <ul style="list-style-type: none">・事業内容及び数値目標等

(3) 計画期間

成田市国土強靭化地域計画の計画期間は、総合計画「NARITA みらいプラン」との整合を図るため、令和3(2021)年から令和9(2027)年までの7年間とする。

なお、計画期間内にあっても、国の動向や社会情勢の変化に応じて適宜内容を見直すものとする。

1－4 基本目標

国土強靭化基本法では、第7条で、地域計画は「国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されていること、また、本市の地域特性等を踏まえ、本市の地域計画の策定に当たっては、国土強靭化基本計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靭化を推進する。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限に図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

1－5 事前に備えるべき目標

市における強靭化を推進する上での事前に備えるべき目標として、国土強靭化基本計画を踏まえ、次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

- ① 被害の発生を抑制することにより人命を保護する
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動の機能を早期に回復する
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 複合災害・二次災害の拡大を防止する
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

第2章 脆弱性評価

2-1 想定するリスク

(1) 地震・液状化

ア 災害履歴

千葉県に被害をもたらした地震として、「延宝5年房総沖の地震」、「元禄16年元禄関東地震」、「安政2年安政江戸地震」、「大正12年大正関東地震」、「昭和62年千葉県東方沖地震」、「平成23年東北地方太平洋沖地震」が挙げられる。

また、本市が被災した地震災害としては、「千葉県東方沖地震」と「東北地方太平洋沖地震」が挙げられる。

表 地震災害の履歴

年月日	地震名	地震の規模・震源	被害の概要
1677 (延宝5) 11.4	房総沖の地震	M8.0 震源:房総半島の東方沖合	福島県から房総半島、八丈島にかけての地域で津波の被害が著しく、房総半島で246余名が津波により亡くなったとされている。
1703 (元禄16) 12.31	元禄関東地震	M8.2 震源:房総半島南東沖(日本海溝)	地震の規模や房総半島南部における海岸の隆起量から、大正関東地震よりも大きな地震であったと考えられる。房総半島南部では震度7の揺れが発生した地域もある。房総半島はこの地震により発生した津波に襲われ、6,500人以上の死者が出たとされている。 [成田市の想定震度:5以上]
1855 (安政2) 11.11	安政江戸地震	M6.9 震源:東京湾北部	東京都東部を中心に、埼玉県西部や千葉県北西部で震度6相当の揺れがあった。津波の被害はなかったが、各地で火災や液状化が起こり、全体で7,000人以上の死者が出た。 [成田市の想定震度:5以上]
1923 (大正12) 9.1	大正関東地震	M7.9 震源:相模湾(相模トラフ)	関東地方の南部で大きな揺れが起こり、広い範囲で震度6が観測されている。 千葉県では房総半島南部の館山周辺で被害が大きく、木造建物の倒壊率が50%を超える地域が広く分布する。千葉県における被害は死者1,300人以上、全壊家屋は3万棟を超え、被害域全体における死者と行方不明者を合わせた数は15万人近くに及んだ大震災である。 [成田市の想定震度:5以上]
1987 (昭和62) 12.17	千葉県東方沖地震	M6.7 震源:千葉県東方沖(日本海溝)	九十九里浜付近の深さ50km付近を震源とするM6.7の地震で、勝浦、千葉、銚子等で最大震度5を観測した。 被害は千葉県を中心に広範囲に及び、県内で死者2名、重軽傷者100名超となったほか、多くの建物被害が発生した。なかでも、瓦の落下等による家屋の一部破損は東金市や茂原市など、山武、長生支庁管内を中心に7万棟を超えた。 その他、液状化やがけ崩れ、土砂災害が多く発生したほか、電気、水道、ガス等のライフラインは、停電、断水、供給停止となり、地域によっては1か月以上にわたり不自由な生活を強いられた。 [成田市の想定震度:4~5]

年月日	地震名	地震の規模・震源	被害の概要
2011 (平成 23) 3.11	東北地方 太平洋沖 地震	M9.0 震源：三陸沖 震源の深さ： 約 24km	深さ 24 kmの三陸沖を震源とするM9.0 の地震で、宮城県栗原市で震度 7、宮城県、福島県、茨城県の4 県 37 市町村で震度 6 強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度 6 弱～ 1 を観測した。 千葉県では、成田市及び印西市で震度 6 弱を観測するなど、県内全域を襲った強い揺れに加え、旭市など太平洋沿岸地域を中心に到来した大津波、東京湾沿岸の埋立地や利根川沿い等の低地で発生した液状化現象により、甚大な被害が発生した。 また、死者 20 名、行方不明者 2 名のほか、浸水を含む住宅等の被害は、県下 54 市町村の 72%を占める 29 市 10 町に及んだ。

出典：被害の概要：成田市防災アセスメント調査業務報告書(成田市, 平成 28(2016)年)

成田市の想定震度：日本被害地震総覧[599-2012](宇佐美龍夫ほか, 平成 25(2013)年)

イ 想定地震・想定される被害の特徴

平成 28(2016)年度成田市防災アセスメント調査において、地震により市に影響が及ぶおそれのある被害（地震動、液状化危険度、建物被害、人的被害、ライフライン被害等）の想定を実施した。防災アセスメント調査における想定地震であり、成田市全域に最も大きな被害を及ぼす想定となる「成田空港直下地震」を、本計画の前提条件とする。

表 成田空港直下地震の設定条件

震源域の位置	成田空港直下(成田市南部 フィリピン海プレート内)
震源域の深さ	33km
断層面の情報	南北方向に伸び、断層面は鉛直方向(走向 0°、傾斜 90°)
マグニチュード	7.3
発生季節等	冬 18 時、強風時

市内各地域における地理的特性等に基づいた、成田空港直下地震による被害の特徴は以下に示すとおりである。

表 被害想定一覧（成田市地域防災計画 共通編 P.共-29,30 より）

被害項目	特徴
想定震度	・市域の 1 割強が震度 6 強の揺れとなり、それ以外は震度 6 弱となる。 ・震度 6 強の強い揺れが生じる区域は、利根川及び根木名川、印旛沼沿いに分布しており、地区名では下総、豊住、久住、中郷、八生の各地区が該当する。
液状化危険度	・液状化現象が比較的高い区域は、利根川及び根木名川、印旛沼沿いに分布しており、地区名では下総、豊住、久住、中郷、八生、公津の各地区が該当する。 ・上記の領域の土地利用は主に水田であることから、水田を中心に液状化の被害を受ける可能性がある。
土砂災害 危険度	・地震時には、土砂災害危険箇所や住宅造成地等で土砂災害が発生するおそれがある。 ・市には、丘陵地の斜面など崩壊の危険性のある箇所が点在しているが、特に大栄地区と成田地区に多い。 ・成田地区は狭い区域面積に、重なり合うように危険箇所が分布していることから、特に注意が必要である。 ・大栄地区と下総地区の丘陵部では、山腹崩壊のリスクもある。
建物被害	【建物被害量】 ・地震動による市全体の建物被害量は、全壊が 1,979 棟、半壊が 6,254 棟で、全壊、半壊共にほとんどが地震動に起因する。 ・火災による建物の焼失棟数は 2 棟である。

被害項目	特徴
	<p>【全壊棟数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震動による全壊棟数は、大栄地区(427 棟)、成田地区(293 棟)、遠山地区(252 棟)等で多くみられる。 <p>【半壊棟数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震動による半壊棟数は、大栄地区(1,291 棟)で顕著であり、遠山地区(898 棟)、成田地区(847 棟)、公津地区(783 棟)も比較的多い。 ・特に市の中枢部である成田地区は、駅や商業・業務施設、住宅等が集積立地しており、狭い道路^(※3)も多いため、被害の拡大や二次災害の発生等が懸念される。 <p>【倒壊棟数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倒壊棟数は市全体で 73 棟あり、大栄地区(15 棟)、成田地区(11 棟)、遠山地区(11 棟)で多くみられる。 <p>【出火件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出火件数は、市全体で 5 件と少ない。
人的被害	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体の死者数等は、死者 16 人、負傷者 1,235 人である。 ・死者数は各地区 1 ~ 3 人で、ほとんどが建物倒壊によるものである。 ・負傷の要因も、ほとんどが建物倒壊によるもので、土砂災害及び火災による負傷者は、ほぼ発生しない。 ・負傷者数は、大栄地区(272 人)に多くみられる。
ライフライン 施設被害	<p>【電力被害(停電率)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災直後の市全体の停電率は 6.9% で、3 日後には 0 %となり、停電が解消される。 ・中郷地区(13.6%)、豊住地区(13.1%)で発災直後の停電率が高いものの、共に翌日には 1.0%、3 日後には 0 %となり、停電が解消される。 <p>【通信被害(固定電話不通回線率)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災直後の市全体の固定電話不通回線率は 6.6% で、大規模な通信支障が発生する可能性は低い。 ・中郷地区、豊住地区で、発災直後及び 1 日後の不通回線率が 10% を上回り、他地区よりも高い。 ・発災直後から 7 日後までの携帯電話不通ランクは、市全域にわたり A ランク(停電率・不通回線率の少なくとも一方が 50%超。非常につながりにくい状態)であるが、2 週間後からは D ランク(停電率・不通回線率のいずれも 30%未満)となり、通信障害が改善される。 <p>【都市ガス(支障率)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災直後の市全体の都市ガス支障率は 10.4% で、大規模な供給支障が発生する可能性は低い。 ・成田地区のみ、発災直後から 2 週間後までの支障率が 20% を上回り、他地区に比べて高い。 <p>【上水道被害(断水率)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災直後の市全体の断水率(給水人口比)は 36.6% で、7 日後で 27.0%、1 か月後で 6.6% と断水が継続する。 ・発災直後の断水率は、大栄地区(79.6%)と成田地区(66.4%)が特に高く、1 か月後の断水率も共に 15% を上回り、断水が継続する。 <p>【下水道被害(支障率)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災直後の市全体の支障率(処理人口比)は 3.7% で、7 日後には 1.2%、1 か月後には 0 %になり復旧する。 ・久住地区で発災直後の支障率が 5.7% と最も高く、下総地区、大栄地区、八生地区についても約 5% の支障率となっている。
交通インフラ 被害	<p>【道路被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の被害箇所は 107 箇所存在し、大栄地区内での被害が 23 箇所と最も多く、遠山地区(18 箇所)、下総地区(13 箇所)も比較的多い。 ・道路種別では、市道の被害が最も多く、高速・有料道路及び一般国道の被害箇所数は少ない。 <p>【鉄道被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の被害箇所は 137 箇所存在し、このうち、遠山地区における被害箇所が 40 箇所と最も多い。 ・成田地区(20 箇所)、中郷地区(20 箇所)、下総地区(18 箇所)、八生地区(17 箇所)、公津地区(16 箇所)においても、比較的多くの鉄道被害が発生する。

被害項目	特徴
生活支障	<p>【避難者数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災直後における市全体の避難者数(避難所避難者数+避難所外避難者数)は約 18,200 人で、1 日後には約 17,700 人、1か月後には約 7,100 人と、時間の経過とともに減少する。 ・発災直後の避難者数では、成田地区が約 5,400 人、ニュータウン地区が約 4,800 人、公津地区が約 3,400 人と、人口の多い 3 地区の避難者数が顕著である。 ・避難所避難者数に対する指定避難所の充足率は、成田地区と公津地区で不足する。 <p>【帰宅困難者数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内滞留者は約 88,000 人、そのうち帰宅困難者は約 52,000 人となる。 ・特に市には、成田国際空港が立地しているため、多くの帰宅困難者等の発生が懸念される。 <p>【物資の供給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食糧不足量は、市全体で 1～3 日目の合計が約 25,900 食、4～7 日目の合計が約 121,200 食と想定されている。 ・飲料水不足量は、市の備蓄量及び家庭内備蓄量、給水車による応急給水により、1～3 日目の需要量は確保されているが、4～7 日目は市全体で約 1,200 リットル不足する。

ウ 被害予測結果

●想定震度

成田空港直下地震による市の震度は、市北部の利根川や根木名川流域で震度6強、その他の地点では震度6弱と予測される。

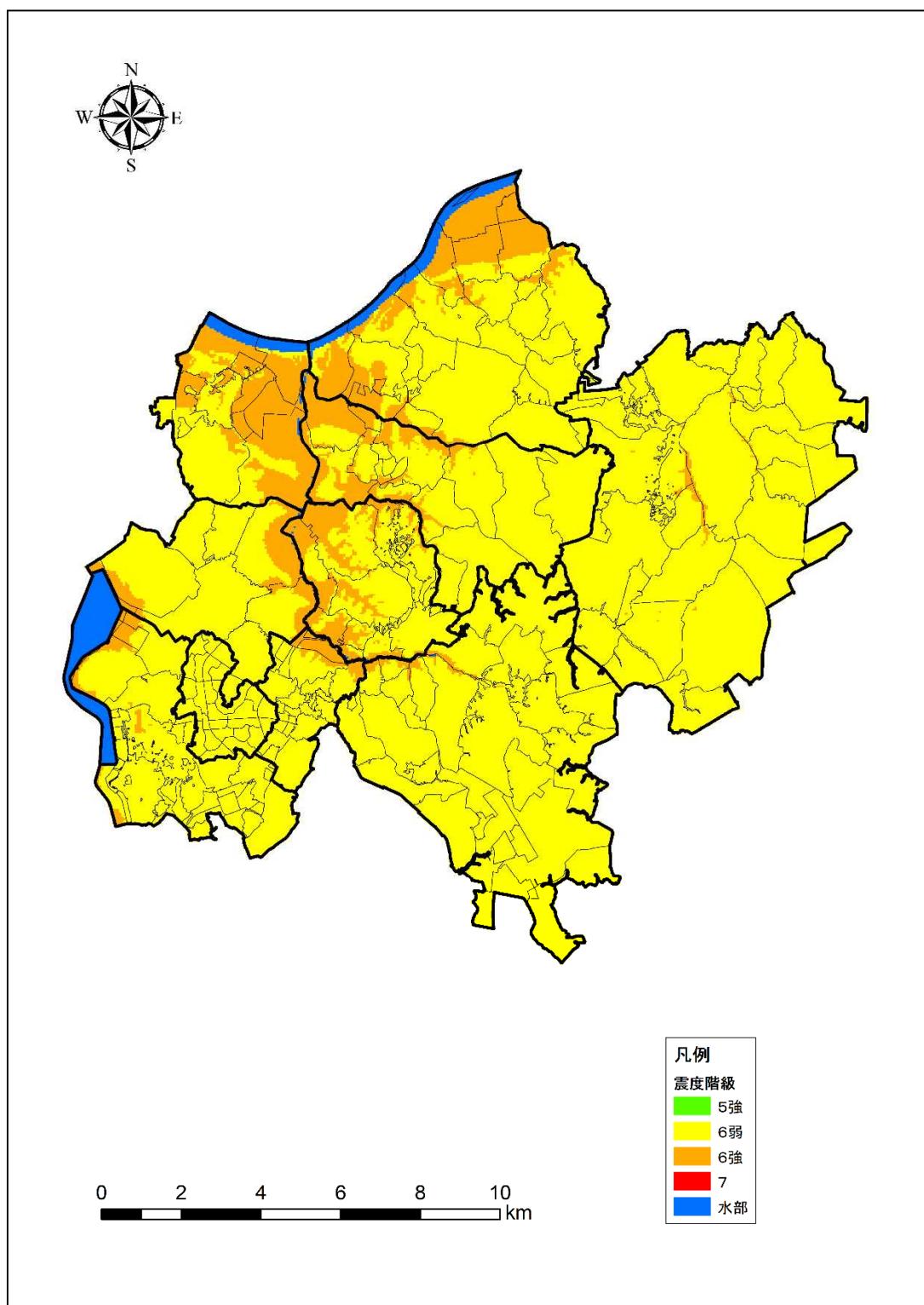


図 成田空港直下地震の予測震度

出典：成田市防災アセスメント調査業務報告書(平成 28(2016)年度)

●液状化危険度

成田空港直下地震による液状化発生危険度が高い地域は利根川及び根木名川、印旛沼沿いに分布しており、水田地域を中心に被害を受ける可能性がある。

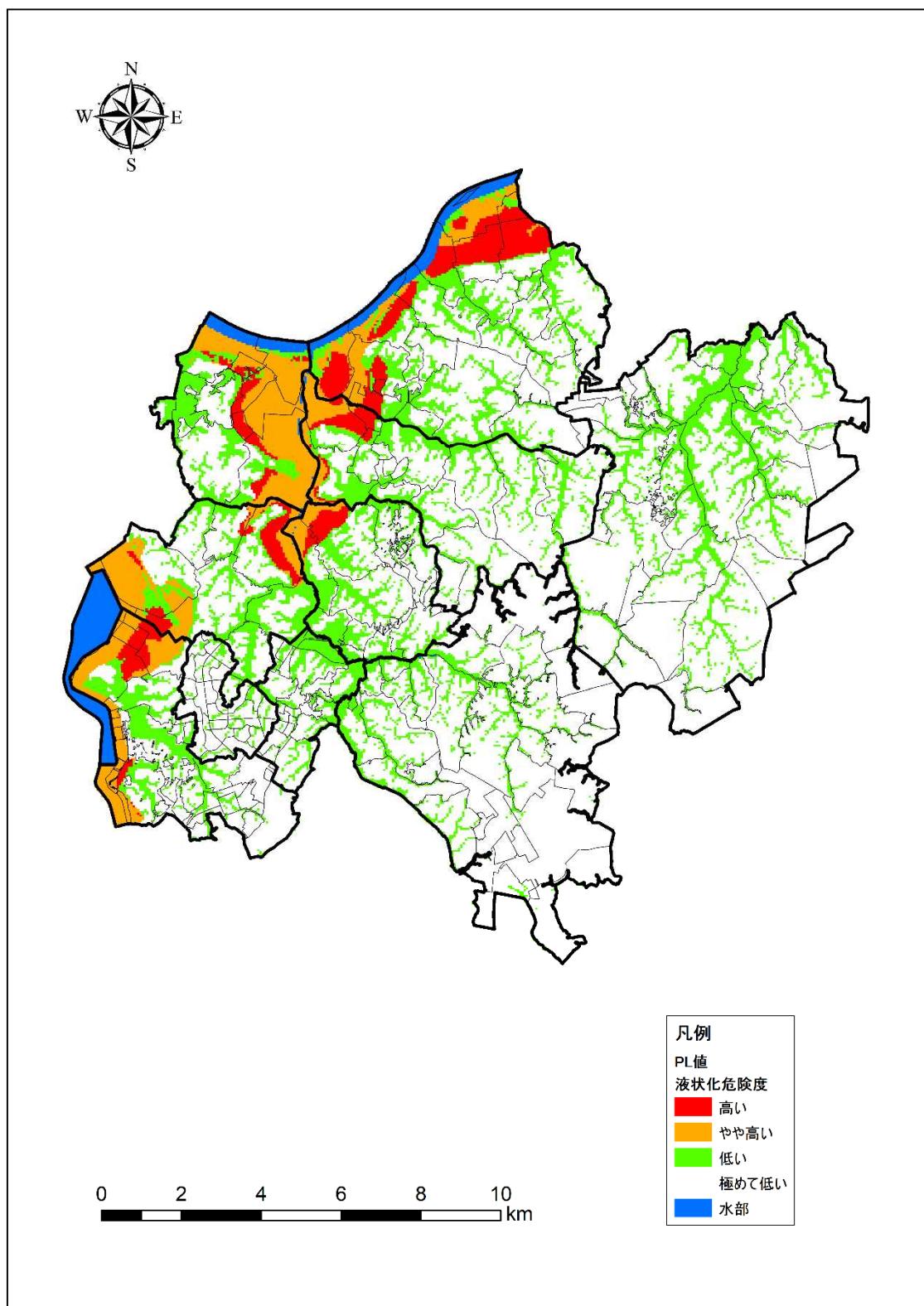


図 成田空港直下地震による液状化危険度

出典：成田市防災アセスメント調査業務報告書(平成 28(2016)年度)

(2) 風水害（台風・大雨・洪水等）

ア 災害履歴

市は利根川や利根川の支流など多くの河川や、印旛沼が存在するため、昔からこれらの河川等の堤防決壊による浸水害がたびたび発生した。

根木名川流域の平地を除いては起伏に富んだ丘陵地帯となっているため、大雨により丘陵地帯の水が低地に流れ込む内水被害も発生していた。

表 風水害等の履歴（成田市地域防災計画 共通編 P.共-21,22 より）

区分 年月日	原因	被害総額 (千円)	被害状況					
			家屋(戸)			農業(ha)		その他 (箇所)
			全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	水稻冠水	
昭和 46 年 9 月 8 日	台風第 25 号	303,121	9	7	62	142	1,304	215
昭和 47 年 9 月 12 日	降雹による被害	182,645	331			54	190	75 7
昭和 47 年 9 月 16 日～17 日	台風第 20 号	15,392			4	73	0.6	1,506 20
昭和 47 年 12 月 24 日	大雨による被害	120			2	17		
昭和 48 年 10 月 28 日	大雨による被害				1	34		
昭和 48 年 11 月 10 日	大雨による被害					38		
昭和 50 年 7 月 4 日	大雨による被害							1
昭和 50 年 10 月 5 日	台風第 13 号				1	10		2
昭和 52 年 9 月 19 日	台風第 11 号	52,588			8	33	158	22
昭和 53 年 7 月～9 月	高温・小雨による被害	893,000						718
昭和 56 年 10 月 22 日	台風第 24 号	2,000			3	28		0.1 4
昭和 57 年 4 月 15 日	大雨による被害				1	3		
昭和 57 年 6 月 20 日	大雨による被害					3		
昭和 57 年 8 月 6 日	台風第 10 号	31,644						1
昭和 57 年 9 月 12～13 日	台風第 18 号	75,546			22	89	203	129
昭和 57 年 9 月 25 日	台風第 19 号					10		4
昭和 58 年 6 月 9 日	大雨による被害				2	23		
昭和 58 年 8 月 16～17 日	台風第 5・6 号					1		
昭和 58 年 9 月 29 日	台風第 10 号		1					1
昭和 59 年 6 月 1 日	大雨による被害					4		
昭和 60 年 7 月 1 日	台風第 6 号					4	370	209 19
昭和 61 年 8 月 4 日	台風第 10 号	7,448,150			3	18	400	4.5 80
昭和 61 年 9 月 13 日	大雨による被害				2	51		
昭和 62 年 9 月 16 日	台風第 13 号					1		
昭和 63 年 9 月 28 日	大雨による被害	340						1
平成元年 8 月 26 日	台風第 17 号				7	31		
平成 2 年 11 月 4 日	大雨による被害	8,496	1	1		30		14
平成 3 年 9 月 8 日	台風第 15 号	105,272		1	194	42	338	32 85
平成 3 年 9 月 19 日	台風第 18 号	77,012	1	1	1	33	105	107 171
平成 3 年 10 月 10 日	台風第 21 号	316,078	1	2				23
平成 5 年 8 月 26～27 日	台風第 11 号	23,529				6		0.04 7
平成 5 年 11 月 13 日～14 日	大雨による被害					4		7
平成 6 年 2 月 12 日	大雪による被害	4,000						4
平成 6 年 7 月 12 日～9 月 19 日	高温・小雨による被害	182,590						242
平成 6 年 9 月 17 日	大雨による被害						1	
平成 6 年 9 月 29 日	台風第 29 号						1	
平成 8 年 9 月 22 日	台風第 17 号				1	15		
平成 12 年 5 月 24 日	降雹による被害	112,651			3	6		397
平成 13 年 8 月 21 日	台風第 11 号							5
平成 13 年 9 月 10 日	台風第 15 号							5
平成 13 年 10 月 10 日	大雨による被害				1	3		35
平成 14 年 7 月 10 日	台風第 6 号							1
平成 14 年 10 月 1 日	台風第 21 号							7
平成 15 年 10 月 13 日	突風による被害			4				
平成 16 年 10 月 9 日	台風第 22 号・秋雨前線 に伴う大雨による被害							9
平成 16 年 10 月 20 日	台風第 23 号							1
平成 18 年 10 月 6 日	大雨による被害	502						2
平成 18 年 12 月 26 日	大雨による被害	10						4
平成 19 年 9 月 6 日	台風第 9 号							2
平成 20 年 8 月 5 日	大雨による被害					1		1
平成 21 年 8 月 31 日	台風第 11 号							1
平成 22 年 9 月 28 日	大雨による被害							1
平成 22 年 10 月 20 日	土砂災害							1
平成 23 年 9 月 23 日	台風第 15 号							11
平成 24 年 4 月 3 日	突風による被害							1
平成 24 年 6 月 20 日	台風第 4 号						2	
平成 24 年 10 月 1 日	台風第 17 号						0.13	
平成 25 年 10 月 16 日	台風第 26 号		3	14	16	36		51
平成 26 年 2 月 8 日	大雪による被害							2.5
平成 27 年 7 月 3 日	大雨による被害							1
平成 27 年 9 月 6 日	暴風による被害							9

【令和元(2019)年の台風による被害】

令和元(2019)年では、房総半島台風（台風第 15 号）による暴風や大雨により建物、ライフライン、交通が大きな被害を受け、市民生活にも大きく影響を及ぼした。

●建物被害（台風第 15 号）

台風第 15 号では、全壊 8 棟、半壊 66 棟の大きな被害が生じた。

表　台風第 15 号における成田市の建物被害

区分	住家被害	非住家被害
全壊	8 棟	7 棟
半壊	66 棟	21 棟
一部損壊	1,637 棟	116 棟

出典：千葉県防災危機管理部「令和元年台風 15 号（第 120 報）」

及び台風 19 号（第 63 報）について（令和 2(2020) 年 3 月 19 日）」

●ライフライン被害（台風第 15 号）

市内の停電は、最大で 26,600 戸、市内の断水は最大で約 5,800 戸発生した。

併せて、電柱の倒壊や電線切断により停電・断水が発生した。特に停電は長期化し、復旧までに約 2 週間を要した。

イ 想定される被害の特徴

風水害の危険性の高い地域（利根川浸水想定区域、根木名川浸水想定区域、内水氾濫浸水想定区域）における被害の特徴は以下に示すとおりである。

表 風水害に対する被害の特徴（成田市地域防災計画 共通編 P.共-35,36 より）

被害項目	特徴
利根川の溢水による浸水	<ul style="list-style-type: none"> ・水防法の規定により定められた想定最大規模降雨(おおむね 1000 年に 1 回の発生確率、平成 29 年 7 月公表)により利根川が氾濫した場合、利根川沿川をはじめ、根木名川及びその支流である派川根木名川、尾羽根川、荒海川、小橋川、取香川の各沿川や大須賀川沿川、印旛沼沿い一帯で浸水被害が発生する。 ・浸水深は、利根川、根木名川、派川根木名川沿川では、5.0m～10.0m 未満の区域が多く、根木名川支流及び印旛沼沿いでは、3.0～5.0m 未満の区域が多い。その他の河川では、0.5～3.0m 未満の区域が多い。 ・各沿川や印旛沼沿いの下総地区、豊住地区、久住地区、大栄地区、中郷地区、八生地区、遠山地区、成田地区、公津地区が浸水想定区域に含まれるが、特に利根川に近い下総地区、豊住地区、久住地区において、浸水エリアが広範に分布する。
根木名川の溢水による浸水	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね 50 年に 1 回程度起こる大雨(平成 19 年 9 月公表)[※]により根木名川が氾濫した場合、根木名川及びその支流である派川根木名川、尾羽根川、荒海川、小橋川、取香川の各沿川で浸水被害が発生する。 ・浸水深は、小橋川と取香川沿川は 1.0～2.0m 未満の区域が多く、その他の沿川では、2.0～5.0m 未満の区域が多い。 ・各沿川の下総地区、豊住地区、久住地区、中郷地区、八生地区、成田地区が浸水想定区域に含まれるが、特に利根川と根木名川の合流付近である下総地区、豊住地区において、浸水エリアが広範に分布する。 ・浸水想定区域は、水田が大半を占めるものの、集落地・住宅地が含まれている地区もある。特に成田地区は大型商業施設集積地の一部が浸水想定区域に含まれている。
内水氾濫による浸水	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な大雨等で、道路冠水や家屋等への浸水被害が発生する主な区域は、成田地区的不動ヶ岡、田町、寺台、美郷台、土屋等、公津地区的並木町、飯仲、公津の杜、大袋等、八生地区的山口、米野、押畠等、遠山地区的新空港自動車道の成田 JCT から新空港 IC までの沿道一帯、大山、駒井野、取香、天神峰、三里塚等で、成田、公津、八生、遠山の 4 地区に被害が集中する。 ・浸水深はいずれも浅く、ほとんどが 0.5m 未満である。 ・特に、新空港自動車道は、成田国際空港へのアクセス高速道路であり、沿道の浸水により、安全な道路交通の確保に支障をきたすおそれがある。

[※]後述の「ウ 洪水の想定」における「想定最大規模降雨による根木名川の溢水による浸水」とは異なる。

ウ 洪水の想定

●利根川の溢水による浸水

水防法の規定により定められた想定最大規模降雨(利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量491mm、平成29(2017)年7月公表)により利根川が氾濫した場合、利根川をはじめ、根木名川やその支流の各沿川、大須賀川沿川、印旛沼沿い一帯で浸水が予測される。特に、利根川に近い地区において浸水エリアが広範囲に分布し、浸水深5.0m以上の区域が多い。

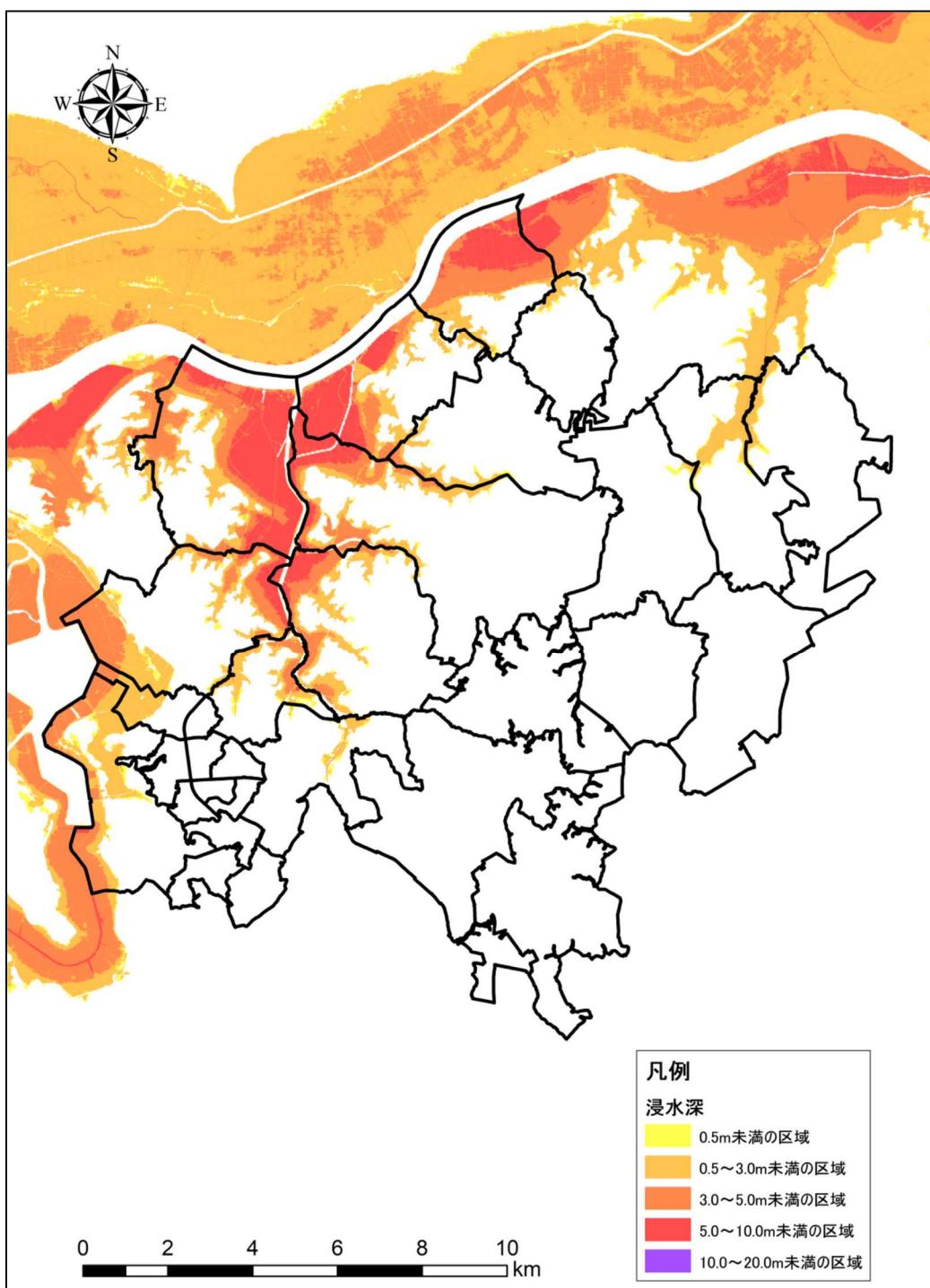


図 利根川水系利根川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

出典：成田市防災アセスメント調査業務報告書(平成28(2016)年度)

●根木名川の溢水による浸水

水防法の規定により定められた想定最大規模降雨(根木名川流域の 24 時間総雨量 668.4mm、令和 2(2020)年 3月公表)により根木名川が氾濫した場合、根木名川及び荒海川、小橋川、取香川周辺で浸水被害が予測される。浸水想定区域は、水田のほか、集落地・住宅地が含まれている地区もある。成田地区の大型商業施設集積地の一部も浸水想定区域に含まれる。

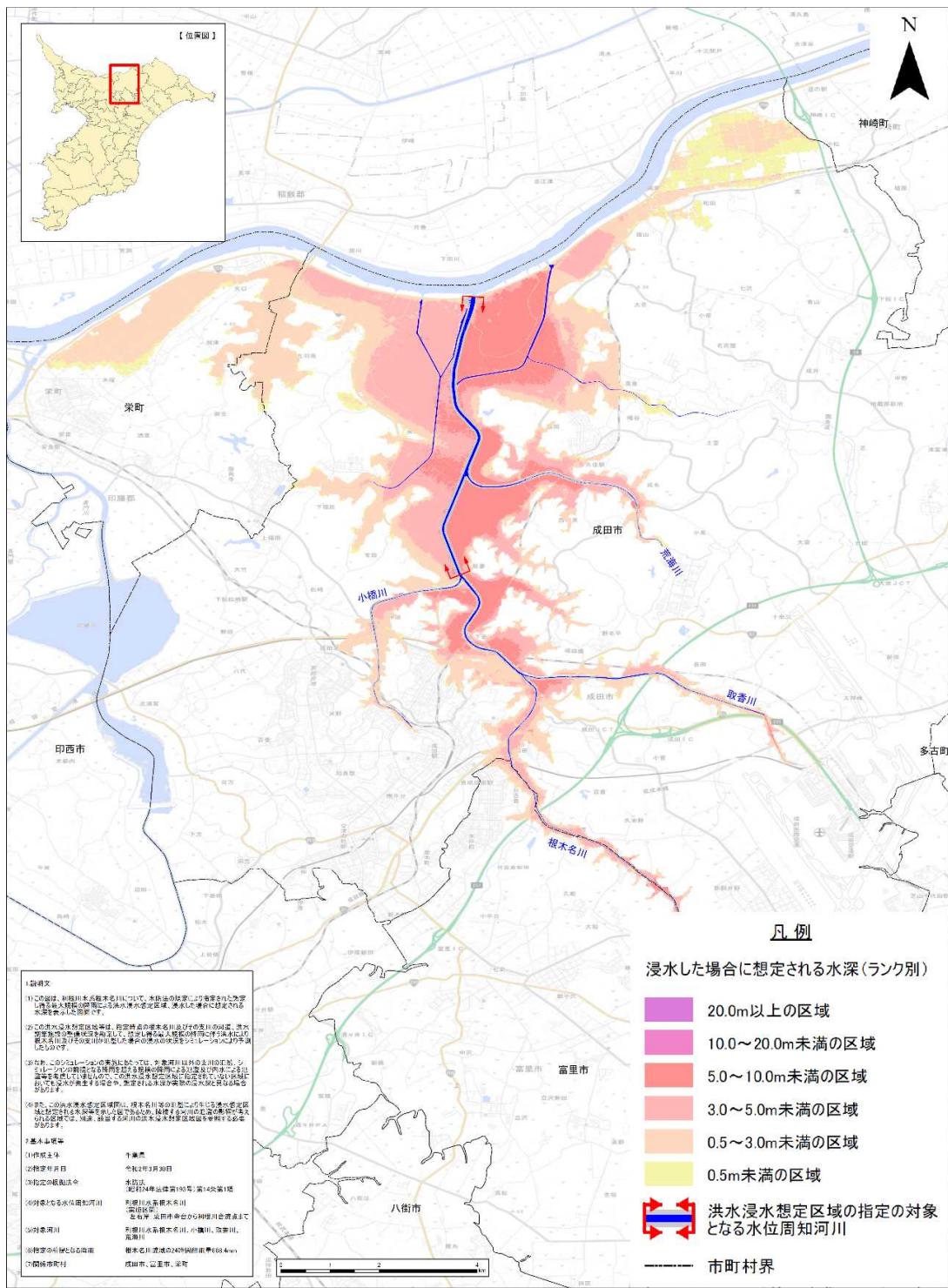


図 利根川水系根木名川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

出典：千葉県ホームページ

●内水氾濫^(※4)

内水氾濫浸水想定調査結果(平成25(2013)年3月、成田市土木部下水道課)をみると、成田地区や公津地区の一部、新空港自動車道の成田JCから新空港ICまでの沿道一帯(遠山地区)等が危険性の高い地域となっており、市街地部での浸水が予測される。

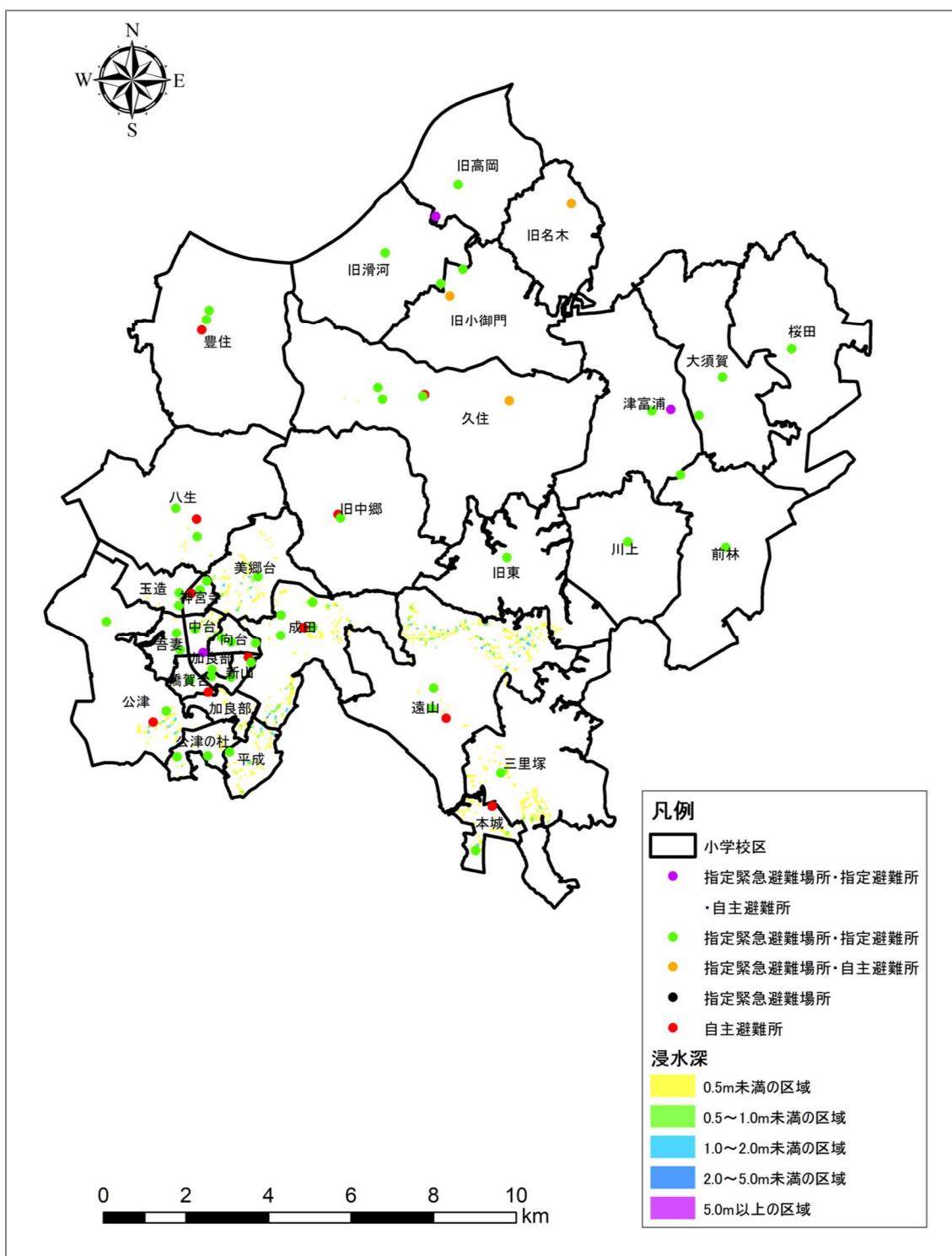


図 内水氾濫浸水想定区域と避難所・避難場所との位置関係

出典：成田市防災アセスメント調査業務報告書(平成28(2016)年度)

※想定結果は、成田市土木部下水道課(平成25(2013)年3月)による

ウ 土砂災害

令和2(2020)年10月29日現在で、市内の「急傾斜」に関する危険地域として、土砂災害警戒区域^(※5)が341箇所、そのうち331箇所が土砂災害特別警戒区域として指定されている。(令和3(2021)年5月末までには、加えて55箇所の区域が指定される予定である。)

特に大栄地区では警戒区域の指定が多く、急傾斜地の崩壊に対する注意が必要と考えられる。

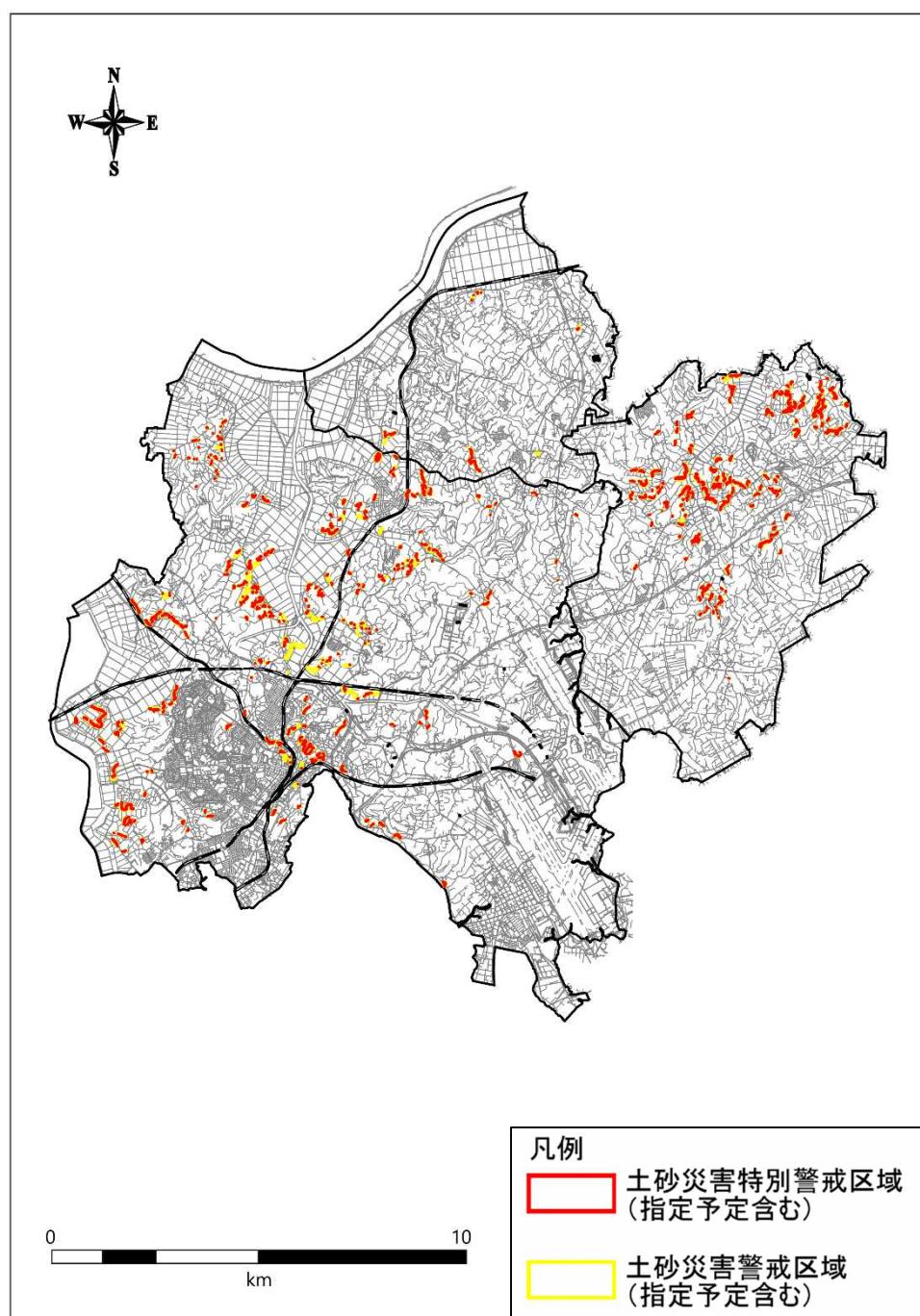


図 成田市土砂災害警戒区域等

出典：千葉県 HP：土砂災害警戒区域等の一覧（成田市）

※図内には、今後令和3(2021)年5月末までに指定される予定の区域を含む。

2-2 施策分野の決定

脆弱性評価は、国土強靭化基本法において国土強靭化に関する施策分野ごとに行うこととされている。

本計画における施策分野は、千葉県国土強靭化地域計画を基本としつつ、平成30(2018)年12月に見直された、国の国土強靭化基本計画を参考に設定した。

表 施策分野の設定

個別施策分野（10）	横断的分野（4）
① 行政機能/消防/防災教育等 ② 住宅・都市 ③ 保健医療・福祉 ④ エネルギー ⑤ 情報通信 ⑥ 産業構造 ⑦ 交通・物流 ⑧ 農林水産 ⑨ 地域保全 ⑩ 環境	⑪ リスクコミュニケーション ⑫ 人材育成 ⑬ 官民連携 ⑭ 老朽化対策・長寿命化対策

2-3 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

脆弱性評価は、国土強靭化基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。本計画においては、国土強靭化基本計画の45のリスクシナリオを参考にしつつ、本市の地域特性や本計画において想定するリスクを踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、36のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を次の通り設定した。また、各リスクシナリオに対して設定した施策分野（①～⑯）を併記した。

事前に備えるべき目標（8）	リスクシナリオ（36）		施策分野 (上段：個別施策分野 下段：横断的分野)
1 被害の発生を抑制することにより人命を保護する (4)	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	① ② ③ ⑦ ⑪ ⑫ ⑯
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	① ② ③ ⑪ ⑫ ⑯
	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	① ⑨ ⑪ ⑯
	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	① ⑦ ⑨ ⑪ ⑯
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する (7)	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	① ② ④ ⑦ ⑪ ⑬ ⑯
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	⑤ ⑦ ⑪
	2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	① ⑨ ⑪ ⑫ ⑯
	2-4	想定を超える帰宅困難者の発生、混乱	② ⑦ ⑪ ⑬ ⑯
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	① ③ ④ ⑦ ⑪ ⑬ ⑯
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	① ② ③ ⑨ ⑪ ⑬ ⑯
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	① ② ③ ⑨ ⑪ ⑯

事前に備えるべき 目標（8）	リスクシナリオ（36）			施策分野 (上段：個別施策分野 下段：横断的分野)
3 必要不可欠な行政機能は確保する (1)	3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下			① ④ ⑨ ⑪ ⑫ ⑯
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する (3)	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止			④ ⑤ ⑪ ⑯
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態			⑤ ⑯
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態			① ③ ⑤ ⑨ ⑪ ⑫
5 経済活動の機能を早期に回復する (5)	5-1 サプライチェーン ^(※6) の寸断等による企業の生産力低下			⑥ ⑦ ⑪ ⑯
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響			④ ⑬
	5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響			⑦ ⑪ ⑯
	5-4 空港の被災による国際航空輸送への甚大な被害			② ⑤ ⑦ ⑪ ⑬ ⑯
	5-5 食料等の安定供給の停滞			⑧ ⑪ ⑫ ⑯
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる (5)	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止			④ ⑥ ⑪
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止			② ⑬
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			② ⑧ ⑩ ⑪ ⑯
	6-4 陸空の交通インフラの長期間にわたる機能停止			⑦ ⑪ ⑬ ⑯
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全			⑦ ⑪ ⑫
7 複合災害・二次災害の拡大を防止する (5)	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生			① ② ⑪
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺			① ⑦ ⑪ ⑯
	7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生			⑨ ⑩ ⑪ ⑯
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃			⑥ ⑧ ⑩ ⑪
	7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃			⑧ ⑪ ⑫ ⑯
8 地域社会・経済が迅速かつ從前より強靭な姿で復興できる条件を整備する (6)	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態			⑩ ⑬ ⑯
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態			① ⑪ ⑫ ⑯
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態			② ⑨ ⑪ ⑯
	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化的衰退・損失			① ② ⑪ ⑬ ⑯
	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態			② ⑬
	8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響			⑤ ⑪

2-4 脆弱性の分析・評価

リスクシナリオを回避するための施策及び個別施策ごとの課題や進捗状況を総合計画や個別計画、府内照会等により把握し整理した。

次に、縦軸に36のリスクシナリオを、横軸に14の施策分野を設けた「マトリクス」を作成し、リスクシナリオごと、施策分野ごとの評価を実施した。

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果は、「第3章 リスクへの対応方策」で対応方策と合わせて示した。

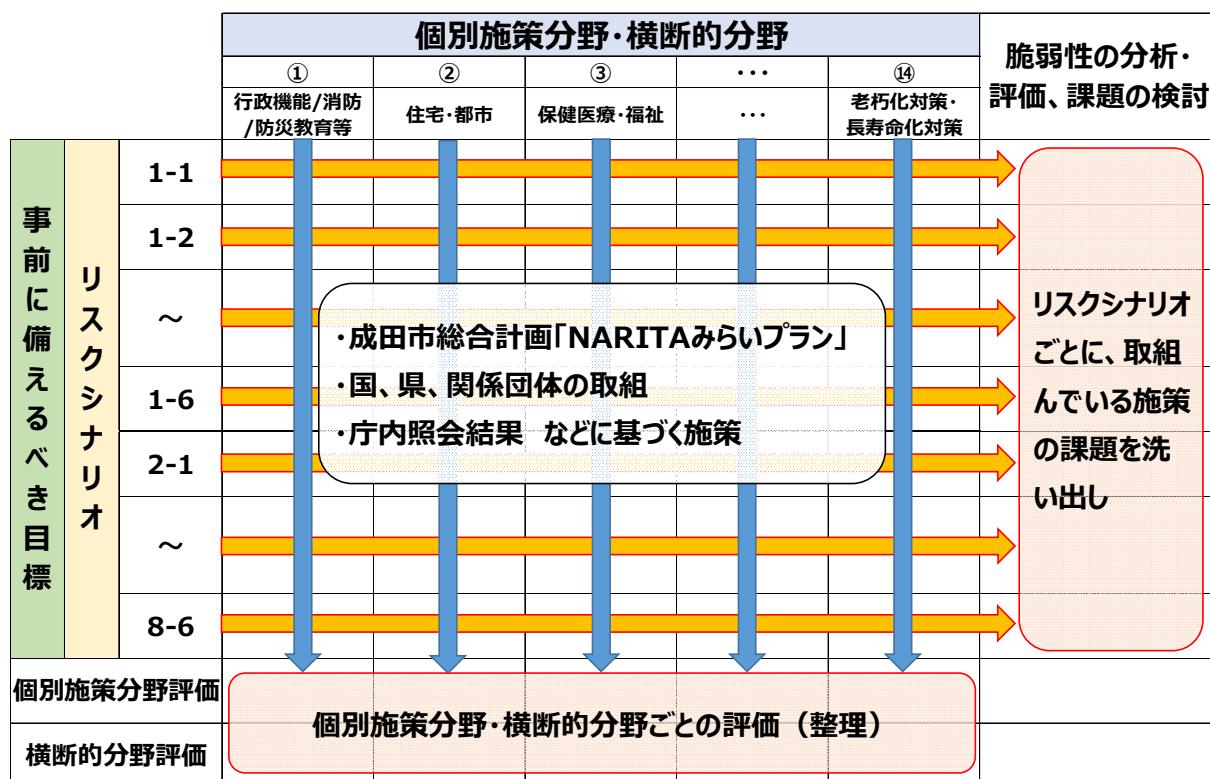
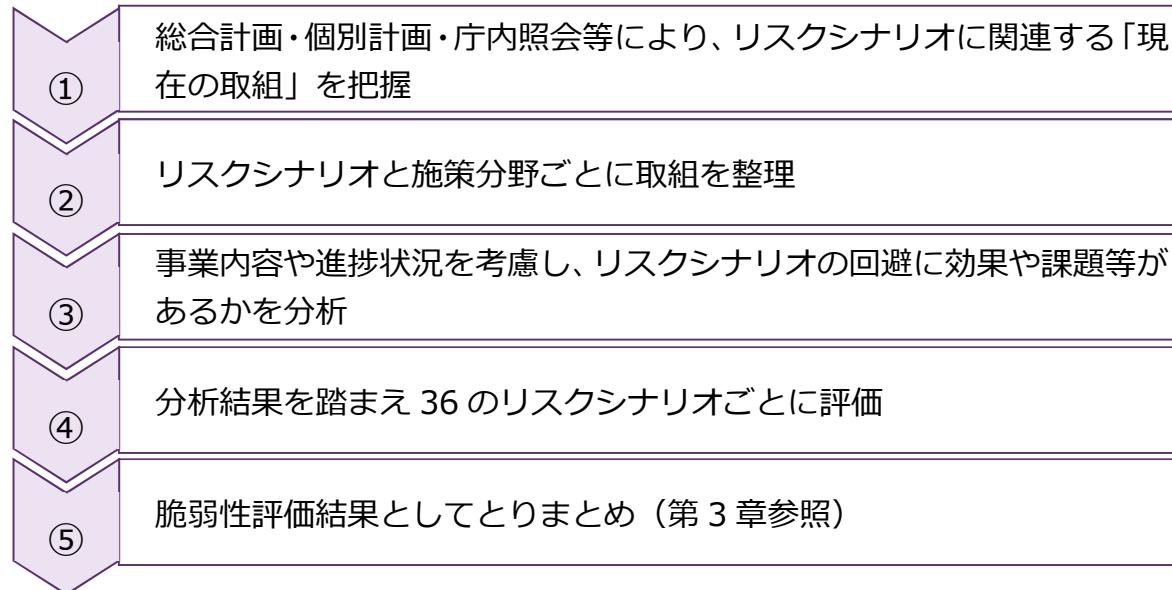


図 評価の実施手順のイメージ

2-5 重点化するリスクシナリオの選定

(1) 重点化の方法

2-4で分析・評価した脆弱性への対応方策を限られた資源で推進し、効率的・効果的に国土強靭化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

重点化するシナリオは、「国・県の重点化プログラム」、「緊急度」、「影響の大きさ」、「施策の進捗状況」を踏まえるとともに、「令和元(2019)年の一連の台風被害等による課題と教訓」も踏まえ選定した。

選定に係る5つの視点

- ① 市民の生命等に関わるものなど、緊急性が高い事業
- ② 基本目標・事前に備えるべき目標に対する効果が大きい事業
- ③ リスクシナリオを回避するために必要な事業に対して、著しく進捗が遅れている事業
- ④ 令和元(2019)年の台風被害等による課題と教訓を踏まえた事業
- ⑤ 国・県の強靭化への寄与

(2) 重点化すべきリスクシナリオ

36のリスクシナリオについて、上記の視点に基づき、重点化すべきリスクシナリオを次表のとおり選定した。

表 重点化すべきリスクシナリオ（薄紫に着色したリスクシナリオ）

事前に備えるべき目標（8）		リスクシナリオ（36）	
1 被害の発生を抑制することにより人命を保護する		1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する		2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1		市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標（8）		リスクシナリオ（36）	
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
5 経済活動の機能を早期に回復する	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	
	5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	
	5-4	空港の被災による国際航空輸送への甚大な被害	
	5-5	食料等の安定供給の停滞	
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
	6-4	陸空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	
7 複合災害・二次災害の拡大を防止する	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	
	7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	
	7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃	
8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
	8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	

第3章 リスクへの対応方策

第2章「脆弱性評価」の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために、今後何をすべきか必要となる施策を検討し、リスクシナリオごとに対応方策として取りまとめる。

記載例	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ※
目標1：被害の発生を抑制することにより人命を保護する		
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		
①行政機能/消防/防災教育等 ②住宅・都市 ③保健医療・福祉 ④エネルギー ⑤リスクコミュニケーション ⑥産業構造 ⑦交通・物流 ⑧農林水産 ⑨地域保全 ⑩環境 ⑪人材育成 ⑫官民連携 ⑬老朽化対策・長寿命化対策	施策分野	
<脆弱性の評価・課題>		
○地震対策の推進	小分類※	
○地震対策の推進		○地震対策の推進【施策分野】
地震による被害軽減施策を進めるため、被害想定調査の結果を踏まえた減災目標の策定について早急に検討を進める必要がある。また、市民の防災意識の向上を図るため、各地域における災害リスクを分かりやすく市民に伝える必要がある。		地震による被害軽減施策を進めるため、地震被害想定調査の結果を踏まえた減災目標の策定について早急に検討を進める。また、市民の防災意識の向上を図るため、各地域における液状化の想定や地震時の危険度などの災害リスクを「ちはや地震被害想定のホームページ」や「液状化しやすさマップ」などを通じ、分かりやすく市民に伝える。
○学校施設の耐震化	<2> 住 施策ごとの脆弱性評価結果	○社会体育施設の耐震化【施策分野 ②、⑯ 各施設管理事業】
(平成24年3月現在で、屋内運動場を含む全ての耐震化が完了している。)		野球場や体育館などの社会体育施設を、安全安心に使うことができるよう、「成田
○学校施設の非構造部材耐震化		関連する事業名 (アクションプラン編に記載があるもののみ)
(全小中学校の屋内運動場天井等落下防止対策事業が完了している。)		
○社会体育施設の耐震化		
災害時に避難所や防災活動拠点となりうる社会体育施設について、発災時の利用者保護も含め、災害時における機能を発揮するのに、耐震化を促進する必要がある。		
○社会教育施設の耐震化		○住宅・建築物の耐震化の促進【施策分野 ②、⑯ 建築物耐震化促進事業】
(令和2年現在で、幼稚園、公民館、図書館等、全ての社会教育施設の耐震化が完了している。)		耐震診断・改修の支援を実施するほか、建築物耐震化促進計画を適宜改定し、建築物の耐震化を推進する。 事務所(庁舎含む)、病院、学校、体育館、集会場等、公共性の高い建築物のうち特定建築かつ災害時に応急活動の拠点となる建
○住宅・建築物の耐震化の促進		
住宅の耐震化率は約85%(平成25年度)であるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断及び耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。		
事務所(庁舎含む)、病院、学校、体育館、		
※小分類・施策名・リスクシナリオNoを整理した一覧表を次表に示す。		

表 小分類(五十音順)・施策名・リスクシナリオ No 一覧表

小分類 (五十音順)	施策名	該当する リスクシナリオ
医療にかかる人員・体制の強化	病院における電力供給体制の確保	2-5
	医師会等との連携強化	2-5
卸売市場施設整備の推進	卸売市場施設整備の推進	5-5
火災予防対策	火災予防対策等の推進	1-2、7-1
感染症予防対策	予防接種や消毒、害虫駆除等の実施	2-6
	衛生用品等の備蓄の見直し	2-6
関係機関等との連携強化	広域的避難の枠組整備	1-3
	燃料の仮貯蔵等	2-1
	支援物資の調達・供給体制の構築	2-1
	緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E ^(※7) ）等との連携強化	2-3、8-2
	陸・空の連携によるネットワークの強化	5-3
	空港機能の早期復旧	5-4
	農林水産物・食品等の生産・加工・流通を含むサプライチェーンの機能維持対策	5-5
	災害時石油供給連携計画の実効性確保	6-1
	ライフライン事業者等との連携強化	6-1
	関係機関における情報共有の円滑化	6-5
	関係機関の耐災害性の向上	7-2
	災害廃棄物処理の支援体制の構築	8-1
	関係機関との災害対応訓練の実施	8-2
	総合的な帰宅困難者対策の検討・実施	2-4、5-4
帰宅困難者対策	帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用	2-4
救助・救援活動の強化	ヘリコプターによる対策の充実	2-2
救助活動能力の強化	救助活動能力の強化	7-1
下水道機能の確保	下水道 B C P ^(※8) の策定	2-6、6-3
	下水道施設の耐震対策	2-6、6-3、8-3
	下水道施設の耐水化対策	2-6
	下水道施設の戦略的維持管理・更新	6-3
交通の確保	道路の防災対策	2-1、2-4、2-5、6-4
	道路ネットワークの強化による代替機能の確保	2-1、2-5、5-3、6-4
	燃料供給ルートの確保	5-2
	道路施設の防災対策	5-3
	代替陸上輸送機能の確保	5-4
	集中豪雨時の道路ネットワーク確保	6-4
	無電柱化の推進	6-4
	輸送手段の確保	6-4
広域火葬体制の構築	広域火葬体制の構築	2-6
広域連携体制の強化	受援体制の整備	2-3、2-5
行政機能の強化	業務継続計画（B C P）の作成	3-1

小分類 (五十音順)	施策名	該当する リスクシナリオ
行政機能の強化	総合防災訓練の実施	3-1
	組織体制の強化・危機対応能力の向上	4-3
災害関連情報提供体制の整備	雨量・河川水位の情報伝達	1-3
	防災情報の収集機能強化	4-1
	防災関係機関の情報通信手段の多様化等	4-1
	災害情報の伝達手段の多様化	4-2、4-3、8-6
	メディアに対する情報提供	4-2、8-6
災害廃棄物処理対策	国内外への情報発信	7-4
	一般廃棄物処理施設の老朽化対策	6-3
	災害廃棄物対策指針に基づく災害廃棄物処理計画の作成	8-1
	一般廃棄物処理施設の防災機能の向上	8-1
施設・資機材の整備	災害廃棄物を仮置きするストックヤード整備の支援	8-1
	有害・危険物質対応資機材の整備	7-4
施設・備蓄品の整備	避難所となる施設の機能強化	2-7
	公共施設の計画的な施設整備や適切な維持管理	3-1
	自立・分散型エネルギー ^(※9) の整備	3-1
	避難所等の電源確保	3-1
	基幹業務システム等の耐災害性の確保	3-1
施設の耐震化	消防庁舎の耐震化	1-2、2-3
住宅・建築物等の耐震化	学校施設の耐震化	1-1
	学校施設の非構造部材耐震化	1-1
	社会体育施設の耐震化	1-1、1-2
	社会教育施設の耐震化	1-1
	社会福祉施設の耐震化	1-1、1-2
	文化施設の耐震化	1-1、1-2
	住宅・建築物の耐震化の促進	1-1、1-2、2-6
消防力の強化	沿道建築物の耐震化の促進	5-3、6-4、7-2
	消防団員の確保対策、自主防災組織等の充実強化	1-2、2-3
浄化槽の整備	常備消防力の強化	1-2、2-3
	合併処理浄化槽の普及・啓発	6-3
森林の整備等	自然環境保全地域等の適切な管理	7-3
浸水範囲の軽減	水害に強い地域づくり（河川及び排水路等）	1-3、8-3
	水害に強い地域づくり（下水道）	1-3、8-3
水資源関連施設の機能強化等	水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利用等の取組の推進	6-2
宅地の耐震化	宅地の耐震化の推進	1-1
断水対策	上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築	2-1
	水道施設の耐震化の推進と応急体制の確保	6-2
地域防災力の強化	地域防災力の向上	1-1、1-2、1-3、1-4、2-2、2-3、2-6、2-7、3-1、7-1、8-4
	大規模災害に備えた自助・共助の取組の強化	4-3
地震対策の推進	地震対策の推進	1-1

小分類 (五十音順)	施策名	該当する リスクシナリオ
電力の確保	災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援	6-1
土砂災害防止対策	激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策	1-4
	土砂災害防止対策等の推進	7-3
二次被害の防止	被災建築物応急危険度判定 ^(※10) の充実	1-1、 1-2
農業活動への支援	農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進	5-5
農業集落排水施設の整備	集落排水施設の機能診断に基づく老朽化対策の推進	6-3
農地・森林の整備等	農地等の適切な保全管理	7-5
	森林の地域保全機能の維持・発揮のための多様で健全な森林の整備等	7-5
	山村コミュニティによる森林整備・保全活動の推進	7-5
避難所運営の強化	避難所運営の在り方の見直し	2-6、 2-7
	避難所における衛生管理	2-6、 2-7
避難対策の充実	大規模水害対策の推進	1-3
	洪水ハザードマップの作成・周知	1-3
	内水ハザードマップの作成・周知	1-3
	土砂災害警戒区域の指定による警戒避難体制の整備	1-4
避難路等の確保	道路の防災対策	1-1
	生活道路の機能強化	1-1
	無電柱化の推進	1-1
備蓄品の確保	自家発電設備の整備	2-1
	備蓄品の確保	2-1
	災害時の石油類燃料の確保	2-5、 5-2
	電源途絶に対する予備電源の確保	2-5、 4-1
復旧復興体制の整備	被災者台帳の整備・推進	3-1、 8-4
	防災を担う人材の育成	3-1、 8-2
	速やかな復旧のための対策	6-5
	防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進	8-2
	建物被害認定体制の充実	8-2
	被災者の生活再建支援	8-4
	応急仮設住宅の提供に係る協力体制の整備の推進	8-4、 8-5
噴火による降灰対策	富士山噴火による降灰対策	1-4
文化財の保護	文化財に係る各種防災対策の支援	8-4
民間事業者の事業継続確保	中小企業に対する資金調達支援	5-1
	物流事業者における災害対応力の強化	5-1
要配慮者 ^(※11) への支援	社会福祉施設の孤立対策	2-5
	福祉避難所の設置促進	2-7、 4-3
	災害時避難行動要支援者 ^(※12) 対策の促進	4-3
	外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達	4-3、 5-4

目標1：被害の発生を抑制することにより人命を保護する

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

①行政機能/消防/ 防災教育等	②住宅・都市	③保健医療 ・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策
<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>		
<1> 地震対策の推進 ○地震対策の推進 地震による被害軽減施策を進めるため、被害想定調査の結果を踏まえた減災目標の策定について早急に検討を進める必要がある。また、市民の防災意識の向上を図るため、各地域における災害リスクを分かりやすく市民に伝える必要がある。				<1> 地震対策の推進 ○地震対策の推進【施策分野 ①、⑪】 地震による被害軽減施策を進めるため、地震被害想定調査の結果を踏まえた減災目標の策定について早急に検討を進める。また、市民の防災意識の向上を図るため、各地域における液状化の想定や地震時の危険度などの災害リスクを「しば地震被害想定のホームページ」や「液状化しやすさマップ」などを通じ、分かりやすく市民に伝える。		
<2> 住宅・建築物等の耐震化 ○学校施設の耐震化 (平成24年3月現在で、屋内運動場を含む全ての耐震化が完了している。) ○学校施設の非構造部材耐震化 (全小中学校の屋内運動場天井等落下防止対策事業が完了している。) ○社会体育施設の耐震化 災害時に避難所や防災活動拠点となりうる社会体育施設について、発災時の利用者保護も含め、災害時における機能を發揮するのに、耐震化を促進する必要がある。 ○社会教育施設の耐震化 (令和2年現在で、幼稚園、公民館、図書館等、全ての社会教育施設の耐震化が完了している。) ○住宅・建築物の耐震化の促進 住宅の耐震化率は約85%（平成25年度）であるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断及び耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。 事務所（庁舎含む）、病院、学校、体育館、集会場等、公共性の高い建築物のうち特定建築物かつ災害時に応急活動の拠点となる建				<2> 住宅・建築物等の耐震化 ○社会体育施設の耐震化【施策分野 ②、⑭各施設管理事業】 野球場や体育館などの社会体育施設を、安全安心に活用することができるよう、「成田市公共施設等総合管理計画（※13）」及び「成田市スポーツ施設個別施設計画」に基づき、施設の改修、更新等の再整備を進める。 ○住宅・建築物の耐震化の促進【施策分野 ②、⑭ 建築物耐震化促進事業】 耐震診断・改修の支援を実施するほか、建築物耐震化促進計画を適宜改定し、建築物の耐震化を推進する。 事務所（庁舎含む）、病院、学校、体育館、集会場等、公共性の高い建築物のうち特定建築物かつ災害時に応急活動の拠点となる建		

<脆弱性の評価・課題>	<リスクへの対応方策>
<p>集会場等、官民問わず公共性の高い建築物は、応急活動の拠点として活用されることが想定されるため、重点的に耐震化を推進する必要がある。</p> <p>つり天井など非構造部材について安全対策を推進する必要がある。</p>	<p>建築物は、計画的かつ重点的に耐震化に取り組む。</p> <p>つり天井など非構造部材の脱落防止対策などの安全対策については、建築基準法による定期報告の機会を捉えてその対策を促す。</p>
<p>○社会福祉施設の耐震化</p> <p>(令和2年現在で、介護施設、保育園、福祉施設等全ての施設の耐震化が完了している。)</p>	
<p>○文化施設の耐震化</p> <p>文化施設は避難所等に利用されることもあるため、耐震化を促進する必要がある。</p>	<p>○文化施設の耐震化【施策分野 ②、⑯ 国際文化会館施設整備事業】</p> <p>国際文化会館を安全安心に活用することができるよう、「成田市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の改修、更新等の再整備を進める。</p>
<p><3> 宅地の耐震化</p> <p>○宅地の耐震化の推進</p> <p>今後、大規模盛土造成地^(※14)において地震による滑動崩落の発生が懸念されることから、国では大規模盛土造成地の位置、規模及び種類を調査し、本市において令和元年度より大規模盛土造成マップを公表している。今後は、市民の防災意識の向上を図るため、大規模盛土造成マップの市民への周知を図る必要がある。</p>	<p><3> 宅地の耐震化</p> <p>○宅地の耐震化の推進【施策分野 ②、⑯】</p> <p>今後、大規模盛土造成地において地震による滑動崩落の発生が懸念されることから、国では大規模盛土造成地の位置、規模及び種類を調査し、本市において令和元年度より大規模盛土造成マップを公表している。今後は、市民の防災意識の向上を図るため、大規模盛土造成マップの市民への周知を図る。</p>
<p><4> 避難路等の確保</p> <p>○道路の防災対策</p> <p>道路施設の被害を最小限とするため、施設の適切な維持管理を実施する必要がある。</p>	<p><4> 避難路等の確保</p> <p>○道路の防災対策【施策分野 ⑦、⑯ 道路等補修事業、橋りょう補修事業】</p> <p>平常時から道路施設の適切な点検を行うとともに、施設ごとの維持管理計画等に基づく構造物の必要な更新等により、道路の老朽化、震災対策等を着実に推進し、健全な状態を維持する。</p>
<p>○生活道路の機能強化</p> <p>住民の避難や救助活動、必要物資の運搬等の災害時の活動を円滑に進めるため、生活道路の機能を強化する必要がある。</p>	<p>○生活道路の機能強化【施策分野 ② 生活道路整備事業、狭あい道路拡幅整備事業】</p> <p>居住地周辺の狭あい道路対策を推進する。</p>

目標1：被害の発生を抑制することにより人命を保護する

<脆弱性の評価・課題>	<リスクへの対応方策>
<p>○無電柱化の推進</p> <p>大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすい電柱については、無電柱化を推進し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を図る必要がある。</p> <p><5> 二次被害の防止</p> <p>○被災建築物応急危険度判定の充実</p> <p>行政職員だけでは対応が困難となるよう、大規模な地震発生後の被災建築物応急危険度判定が、迅速かつ円滑に実施されるよう、行政職員と併せて民間の建築士等を被災建築物応急危険度判定士として養成する必要がある。</p> <p><6> 地域防災力の強化</p> <p>○地域防災力の向上</p> <p>地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。</p>	<p>○無電柱化の推進【施策分野 ⑦、⑪】</p> <p>地区計画等により新たなまちづくりを計画する際には、緊急時に特に機能確保が重要な幹線道路^(※15)について無電柱化を検討するなど、道路機能の確保による防災性の向上を図る。</p> <p><5> 二次被害の防止</p> <p>○被災建築物応急危険度判定の充実【施策分野 ②、⑫】</p> <p>大規模な地震発生時に、迅速かつ円滑に被災建築物応急危険度判定が実施できるよう、建築士等を対象に被災建築物応急危険度判定士講習会の受講を促し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。</p> <p><6> 地域防災力の強化</p> <p>○地域防災力の向上【施策分野 ①、⑪ 自主防災組織整備事業】</p> <p>自助・共助・公助が一体となって防災・減災に取り組める体制を整備するため、自主防災組織の結成を促進する。また、既設の自主防災組織に対し、訓練支援や研修会などを実施し、組織の活性化と地域防災リーダーの育成強化を図る。</p>

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生						
①行政機能/消防/防災教育等	②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策
<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>		
<p><1> 火災予防対策</p> <p>○火災予防対策等の推進</p> <p>震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレーカー^(※16)、住宅用火災警報器、消火器等の設置を促進する必要がある。</p>				<p><1> 火災予防対策</p> <p>○火災予防対策等の推進【施策分野 ②、⑪ 広報活動及び設置調査】</p> <p>震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等の設置を促進する。</p>		

<脆弱性の評価・課題>	<リスクへの対応方策>
<p><2> 施設の耐震化</p> <p>○消防庁舎の耐震化 消防庁舎の耐震化など地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する必要がある。</p>	<p><2> 施設の耐震化</p> <p>○消防庁舎の耐震化【施策分野 ①、⑭】 消防庁舎の耐震化など地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する。</p>
<p><3> 住宅・建築物等の耐震化</p> <p>○社会体育施設の耐震化 災害時に避難所や防災活動拠点となりうる社会体育施設について、発災時の利用者保護も含め、災害時における機能を発揮する為に、耐震化を促進する必要がある。</p> <p>○社会教育施設の耐震化 (令和2年現在で、幼稚園、公民館、図書館等、全ての社会教育施設の耐震化が完了している。)</p> <p>○住宅・建築物の耐震化の促進 住宅の耐震化率は約85%（平成25年度）であるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断及び耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。 事務所（庁舎含む）、病院、学校、体育館、集会場等、官民問わず公共性の高い建築物は、応急活動の拠点として活用されることが想定されるため、重点的に耐震化を推進する必要がある。 つり天井など非構造部材について安全対策を推進する必要がある。</p>	<p><3> 住宅・建築物等の耐震化</p> <p>○社会体育施設の耐震化【施策分野 ②、⑭ 各施設管理事業】 野球場や体育館などの社会体育施設を、安全安心に活用することができるよう、「成田市公共施設等総合管理計画」及び「成田市スポーツ施設個別施設計画」に基づき、施設の改修、更新等の再整備を進める。</p> <p>○住宅・建築物の耐震化の促進【施策分野 ②、⑭ 建築物耐震化促進事業】 耐震診断・改修の支援を実施するほか、建築物耐震化促進計画を適宜改定し、建築物の耐震化を推進する。 事務所（庁舎含む）、病院、学校、体育館、集会場等、公共性の高い建築物のうち特定建築物かつ災害時に応急活動の拠点となる建築物は、計画的かつ重点的に耐震化に取り組む。 つり天井など非構造部材の脱落防止対策などの安全対策については、建築基準法による定期報告の機会を捉えてその対策を促す。</p>
<p>○文化施設の耐震化 文化施設は避難所等に利用されることもあるため、耐震化を促進する必要がある。</p>	<p>○文化施設の耐震化【施策分野 ②、⑭ 国際文化会館施設整備事業】 国際文化会館を安全安心に活用することができるよう、「成田市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の改修、更新等の再整備を進める。</p>
<p><4> 二次被害の防止</p> <p>○被災建築物応急危険度判定の充実 行政職員だけでは対応が困難となるような、</p>	<p><4> 二次被害の防止</p> <p>○被災建築物応急危険度判定の充実【施策分野 ②、⑫】 大規模な地震発生時に、迅速かつ円滑に被</p>

目標1：被害の発生を抑制することにより人命を保護する

＜脆弱性の評価・課題＞	＜リスクへの対応方策＞
<p>大規模な地震発生後の被災建築物応急危険度判定が、迅速かつ円滑に実施されるよう、行政職員と併せて民間の建築士等を被災建築物応急危険度判定士として養成する必要がある。</p> <p>＜5＞消防力の強化</p> <p>○消防団員の確保対策、自主防災組織等の充実強化</p> <p>消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化に努めているところであるが、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。</p> <p>○常備消防力の強化</p> <p>常備消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。</p> <p>＜6＞地域防災力の強化</p> <p>○地域防災力の向上</p> <p>地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助・共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。</p>	<p>被災建築物応急危険度判定が実施できるよう、建築士等を対象に被災建築物応急危険度判定士講習会の受講を促し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。</p> <p>＜5＞消防力の強化</p> <p>○消防団員の確保対策、自主防災組織等の充実強化【施策分野 ①、⑫ 消防団の充実強化】</p> <p>消防団において、機能別消防団を導入し災害対応力強化のための体制整備を行うほか、継続的な訓練の実施、装備資機材等の充実強化を推進する。</p> <p>○常備消防力の強化【施策分野 ①、⑪ 常備消防力の強化】</p> <p>災害対応力強化のための体制整備を行うほか、継続的な訓練の実施、装備資機材等の充実強化を推進する。</p> <p>＜6＞地域防災力の強化</p> <p>○地域防災力の向上【施策分野 ①、⑪ 自主防災組織整備事業】</p> <p>自助・共助・公助が一体となって防災・減災に取り組める体制を整備するため、自主防災組織の結成を促進する。また、既設の自主防災組織に対し、訓練支援や研修会などを実施し、組織の活性化と地域防災リーダーの育成強化を図る。</p>

1 – 3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生						
①行政機能/消防/防災教育等		②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エマレギー	⑤情報通信	⑥産業構造
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策
＜脆弱性の評価・課題＞				＜リスクへの対応方策＞		
<p>＜1＞避難対策の充実</p> <p>○大規模水害対策の推進</p> <p>洪水ハザードマップや内水ハザードマップ等の各種ハザードマップの作成支援をはじめとしたソフト対策を推進する必要がある。</p>				<p>＜1＞避難対策の充実</p> <p>○大規模水害対策の推進【施策分野 ⑨、⑪ 内水ハザードマップ作成事業】</p> <p>洪水ハザードマップや内水ハザードマップ等の各種ハザードマップの作成・周知を図る。</p>		

<脆弱性の評価・課題>	<リスクへの対応方策>
<ul style="list-style-type: none"> ○洪水ハザードマップの作成・周知 <p>平成27年7月に水防法の改正があり、浸水想定の設定をすることとなったことに伴い、想定し得る最大規模の洪水に対する避難体制等の充実と強化が必要である。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水ハザードマップの作成・周知【施策分野⑨、⑪】 <p>洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川において、想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域に基づく洪水ハザードマップの作成・周知を図る。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○内水ハザードマップの作成・周知 <p>平成27年7月に水防法の改正があり、浸水想定の見直しを図ることとなったことに伴い、想定し得る最大規模の内水に対する避難体制等の充実と強化が必要である。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○内水ハザードマップの作成・周知【施策分野⑨、⑪ 内水ハザードマップ作成事業】 <p>想定し得る最大規模の内水に係る内水ハザードマップの作成・周知を図る。</p>
<p><2> 浸水範囲の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水害に強い地域づくり（河川及び排水路等） <p>水害による被害を最小限にするため、河川及び排水路等の適切な機能保全が必要である。</p> 	<p><2> 浸水範囲の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水害に強い地域づくり（河川及び排水路等）【施策分野⑨、⑭ 準用河川整備事業】 <p>水害による被害を最小限にするため、河川維持管理計画を作成し、計画的な維持管理に努める。</p> <p>平常時の巡視・点検により、破損箇所の修繕や堆積土砂の除去等、適時適切な維持工事を実施する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○水害に強い地域づくり（下水道） <p>水害による被害を最小限にするため、下水道（雨水）施設の整備を推進する必要がある。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○水害に強い地域づくり（下水道）【施策分野⑨、⑪ 浸水対策事業】 <p>下水道（雨水）施設の整備を促進する。</p>
<p><3> 災害関連情報提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雨量・河川水位の情報伝達 <p>頻発する局地的豪雨による被害を最小限にするため、雨量・河川水位の的確な情報提供を行う必要がある。</p> 	<p><3> 災害関連情報提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雨量・河川水位の情報伝達【施策分野⑨、⑪】 <p>頻発する局地的豪雨による被害を最小限にするため、雨量・河川水位の的確な情報提供を行う。</p>
<p><4> 関係機関等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域的避難の枠組整備 <p>想定外の大規模災害から住民を広域的に避難させる枠組みの整備に向け、他市町村等の関係機関と連携協力しながら検討を進めなければならない。</p> 	<p><4> 関係機関等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域的避難の枠組整備【施策分野①、⑪】 <p>想定外の大規模災害から住民を広域的に避難させる枠組の整備に向け、他市町村等の関係機関と連携協力しながら検討を進める。</p>

＜脆弱性の評価・課題＞	＜リスクへの対応方策＞
<p>○地域防災力の向上</p> <p>地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や取るべき避難行動等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。</p>	<p>○地域防災力の強化【施策分野 ①、⑪ 自主防災組織整備事業】</p> <p>自助・共助・公助が一体となって防災・減災に取り組める体制を整備するため、自主防災組織の結成を促進する。また、既設の自主防災組織に対し、訓練支援や研修会などを実施し、組織の活性化と地域防災リーダーの育成強化を図る。</p>

1 – 4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生						
①行政機能/消防/防災教育等	②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策
＜脆弱性の評価・課題＞						
<p>○激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策</p> <p>大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえるため、地すべり・砂防・急傾斜地崩壊対策等によるハード整備及び既存施設の長寿命化を推進する必要がある。</p>	<p>○激甚化する自然災害に備えた土砂災害対策【施策分野 ⑨、⑭ 急傾斜地崩壊対策事業、崖地整備費補助事業】</p> <p>千葉県と連携し、急傾斜地崩壊対策等のハード整備を推進するとともに、既存施設の点検を行い、必要な修繕等により健全な状態を保つなど、施設の長寿命化を推進する。</p>					
<p>○土砂災害警戒区域の指定による警戒避難体制の整備</p> <p>土砂災害の発生に対し、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるよう警戒避難体制の強化を図る。</p>	<p>○土砂災害警戒区域の指定による警戒避難体制の整備【施策分野 ⑨、⑪】</p> <p>土砂災害危険箇所周辺地域の実情に即し、自治会等、同一の避難行動を取るべき地域を特定するとともに、警戒、避難誘導、救護の方法を市地域防災計画等により明確化し、住民への周知徹底を図る。また、地域の実情に応じた避難所及び避難路の確保、整備を図るとともに、これらの情報を網羅したハザードマップの作成、情報収集伝達体制の点検整備等により、土砂災害の発生に対し、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるよう警戒避難体制の強化を図る。</p>					

目標2：救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

<脆弱性の評価・課題>	<リスクへの対応方策>
<p><3> 噴火による降灰対策</p> <p>○富士山噴火による降灰対策 富士山噴火による降灰被害は広域範囲に及ぶため、国の検討状況を踏まえ、火山灰による被害を軽減する対策を検討する必要がある。</p> <p><4> 地域防災力の強化</p> <p>○地域防災力の向上 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や取るべき避難行動等の防災啓発など、自助・共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。</p>	<p><3> 噴火による降灰対策</p> <p>○富士山噴火による降灰対策【施策分野 ⑦】 富士山噴火による降灰被害は広域範囲に及ぶため、国の検討状況を踏まえ、火山灰による被害を軽減する対策を検討する。</p> <p><4> 地域防災力の強化</p> <p>○地域防災力の向上【施策分野 ①、⑪ 自主防災組織整備事業】 自助・共助・公助が一体となって防災・減災に取り組める体制を整備するため、自主防災組織の結成を促進する。また、既設の自主防災組織に対し、訓練支援や研修会などを実施し、組織の活性化と地域防災リーダーの育成強化を図る。</p>

目標2：救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止						
①行政機能/消防/ 防災教育等	②住宅・都市	③保健医療 ・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策
<脆弱性の評価・課題>						
<p><1> 関係機関等との連携強化</p> <p>○支援物資の調達・供給体制の構築 民間物流施設の活用、協定の締結等により、県、市、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築し、実効性を高めていく必要がある。</p> <p>○燃料の仮貯蔵等 震災時等において、製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われるよう、燃料等の仮貯蔵・取</p>						
<リスクへの対応方策>						
<p><1> 関係機関等との連携強化</p> <p>○支援物資の調達・供給体制の構築【施策分野 ⑦、⑬】 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、業務継続計画(B C P)の策定、市外からの物資の応援受入計画の策定等により、地方公共団体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。</p> <p>○燃料の仮貯蔵等【施策分野 ①、⑪】 震災時等において、製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われるよう、燃料等の仮貯蔵・取</p>						

<脆弱性の評価・課題>	<リスクへの対応方策>
<p>扱いに関するガイドラインの関係機関への十分な周知・情報提供を図る必要がある。</p>	<p>扱いに関するガイドラインの関係機関への十分な周知・情報提供を図る。</p>
<p><2> 備蓄品の確保</p>	<p><2> 備蓄品の確保</p>
<p>○自家発電設備の整備</p> <p>災害時等に備え、電力サービス利用者側の燃料タンクや自家発電設備の整備等の推進を図る必要がある。</p>	<p>○自家発電設備の整備【施策分野 ④、⑪】</p> <p>災害時等に備え、電力サービス利用者側の燃料タンクや自家発電設備の整備等の推進を図る。</p>
<p>○備蓄品の確保</p> <p>家庭・事業所等における生活必要物資等の備蓄を促し、県と市が協調して計画的な備蓄に取り組むとともに、地方公共団体・国・民間事業者等が連携した供給体制を構築する必要がある。</p>	<p>○備蓄品の確保【施策分野 ①、⑪ 防災用品備蓄事業】</p> <p>家庭・事業所等における生活必要物資等の備蓄を促し、県と市が協調して計画的な備蓄に取り組むとともに、地方公共団体・国・民間事業者等が連携した供給体制を構築する。</p>
<p><3> 交通の確保</p>	<p><3> 交通の確保</p>
<p>○道路の防災対策</p> <p>災害時の救助活動、物資輸送に資する交通機能を確保するため、施設の適切な維持管理を実施する必要がある。</p>	<p>○道路の防災対策【施策分野 ⑦、⑭ 道路等補修事業、橋りょう補修事業】</p> <p>平常時から道路施設の適切な点検を行うとともに、施設ごとの維持管理計画等に基づく構造物の必要な更新等により、道路の老朽化、震災対策等を着実に推進し、健全な状態を維持する。</p>
<p>○道路ネットワークの強化による代替機能の確保</p> <p>緊急時の輸送能力を確保するため、道路ネットワークを強化し、代替機能を確保する必要がある。</p>	<p>○道路ネットワークの強化による代替機能の確保【施策分野 ⑦、⑭ 幹線道路整備事業】</p> <p>緊急時の輸送能力を確保するため、また、国県道との連携を強化するため、必要な幹線道路網を整備する。</p>
<p><4> 断水対策</p>	<p><4> 断水対策</p>
<p>○上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築</p> <p>地震による水道施設への被害を最小限度に抑えるための施設整備を促進する必要がある。</p>	<p>○上水道施設の耐震化等と応急給水体制の構築【施策分野 ②、⑭ 並木町配水場改修事業】</p> <p>地震による水道施設への被害を最小限度に抑えるための施設整備を促進する。</p>
	<p>水道災害相互応援協定による応急給水体制の充実を図る等、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動を実施できる体制を整備する。</p> <p>飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置、または防災用井戸の整備促進を図る。</p>

目標2：救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生						
①行政機能/消防/ 防災教育等	②住宅・都市	③保健医療 ・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策
<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>		
<1> 救助・救援活動の強化 ○ヘリコプターによる対策の充実				<1> 救助・救援活動の強化 ○ヘリコプターによる対策の充実【施策分野⑦】		
道路・橋梁等の災害により、車両による輸送が不可能になった場合に備えて、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリの要請から指定のヘリコプター臨時離発着場の開設に係る応援実施協定や受援計画等の見直しや拡充を推進する必要がある。				道路・橋梁等の災害により、車両による輸送が不可能になった場合に備えて、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリの要請から指定のヘリコプター臨時離発着場の開設に係る応援実施協定や受援計画等の見直しや拡充を推進する。		
<2> 地域防災力の強化 ○地域の防災力の向上				<2> 地域防災力の強化 ○地域の防災力の向上【施策分野⑤、⑪ 防災行政無線整備事業】		
防災行政無線、防災ラジオ、L アラート ^(*) 17) など防災情報を確実に提供するとともに、住民自身による自助・共助の積極的な行動が行われるよう、地域防災力を向上させる必要がある。				防災行政無線については、デジタル化を推進する。また、聞こえにくい地域の解消も併せて行う。さらに、地域防災力の向上を目指し、自主防災組織の設立促進及び支援に努めるほか、消防団、学校等と連携した防災・避難訓練を積極的に実施し、地域における自助意識の醸成を図る。		

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足						
①行政機能/消防/ 防災教育等	②住宅・都市	③保健医療 ・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策
<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>		
<1> 施設の耐震化 ○消防庁舎の耐震化				<1> 施設の耐震化 ○消防庁舎の耐震化【施策分野①、⑭】		
消防庁舎の耐震化など地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する必要がある。				消防庁舎の耐震化など地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する。		

<脆弱性の評価・課題>	<リスクへの対応方策>
<p><2> 消防力の強化</p> <p>○消防団員の確保対策、自主防災組織等の充実強化</p> <p>消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化に努めているところであるが、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。</p> <p>○常備消防力の強化</p> <p>常備消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。</p>	<p><2> 消防力の強化</p> <p>○消防団員の確保対策、自主防災組織等の充実強化【施策分野 ①、⑫】</p> <p>消防団において、機能別消防団を導入し災害対応力強化のための体制整備を行うほか、継続的な訓練の実施、装備資機材等の充実強化を推進する。</p> <p>○常備消防力の強化【施策分野 ①、⑪】</p> <p>災害対応力強化のための体制整備を行うほか、継続的な訓練の実施、装備資機材等の充実強化を推進する。</p>
<p><3> 広域連携体制の強化</p> <p>○受援体制の整備</p> <p>災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、応援要請や応援受入の体制、手順、受援対象業務等を定めた「成田市受援計画<地震対策編>」を、平成30年3月に策定したところである。今後は計画の実行性の検証に努め、内容の拡充を図る必要がある。</p>	<p><3> 広域連携体制の強化</p> <p>○受援体制の整備【施策分野 ①】</p> <p>災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、応援要請や応援受入の体制、手順、受援対象業務等を定めた「成田市受援計画<地震対策編>」を、平成30年3月に策定したところである。今後は計画の実行性の検証に努め、内容を拡充する。</p>
<p><4> 関係機関等との連携強化</p> <p>○緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等との連携強化</p> <p>災害復旧を迅速に行うため、国から派遣されるT E C – F O R C Eと県、市における連携強化を推進する必要がある。</p>	<p><4> 関係機関等との連携強化</p> <p>○緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等との連携強化【施策分野 ①、⑪】</p> <p>災害復旧を迅速に行うため、国から派遣されるT E C – F O R C Eと県、市における連携強化を推進する。</p>
<p><5> 地域防災力の強化</p> <p>○地域防災力の向上</p> <p>大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助・共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。</p>	<p><5> 地域防災力の強化</p> <p>○地域防災力の向上【施策分野 ①、⑨、⑪ 自主防災組織整備事業】</p> <p>大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助・共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。</p>

2-4 想定を超える帰宅困難者の発生、混乱						
①行政機能/消防/ 防災教育等	②住宅・都市	③保健医療 ・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策
<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>		
<1> 帰宅困難者対策 ○総合的な帰宅困難者対策の検討・実施				<1> 帰宅困難者対策 ○総合的な帰宅困難者対策の検討・実施【施策分野 ②、⑪、⑬】		
<p>成田駅など帰宅困難者が多数発生することが想定される駅周辺を優先に、一斉帰宅の抑制啓発や、一時滞在施設^(※18)の確保と周知、安否確認や情報提供を行うための体制整備、帰宅支援の拡充など、総合的な帰宅困難者対策を推進する必要がある。</p> <p>公共施設の他、民間施設の一時滞在施設の拡充を図るとともに、一時滞在施設への備蓄を促進し、帰宅困難者の受入体制を向上させる必要がある。</p> <p>九都県市首脳会議における協定締結事業者の拡充を図る必要がある。</p>				<p>成田駅など帰宅困難者が多数発生することが想定される駅周辺を優先に、一斉帰宅の抑制啓発や、一時滞在施設の確保と周知、安否確認や情報提供を行うための体制整備、帰宅支援の拡充など、総合的な帰宅困難者対策を推進する。</p> <p>公共施設の他、民間施設の一時滞在施設の拡充を図るとともに、一時滞在施設への備蓄を促進し、帰宅困難者の受入体制を向上させる。</p> <p>九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保に向けて支援、協力をしていく。</p>		
○帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用 <p>大規模自然災害時に生じる多数の帰宅困難者のために、休憩・情報提供等の場所となる帰宅支援スポットを提供するため、都市公園の整備を促進する必要がある。</p>				○帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用【施策分野 ②、⑪】 <p>既存の近隣公園以上の公園において、現状の管理の中で、指定管理者とともに帰宅困難者支援を推進する。</p>		
<2> 交通の確保 ○道路の防災対策 <p>帰宅困難者の発生による混乱を避けるため、道路の交通機能の早期回復が必要である。</p>				<2> 交通の確保 ○道路の防災対策【施策分野 ⑦、⑭ 道路等補修事業、橋りょう補修事業】 <p>道路交通機能の早期回復を可能にするため、平常時から道路施設の適切な点検を行うとともに、施設ごとの維持管理計画等に基づく構造物の必要な更新等により、道路の老朽化、震災対策等を着実に推進し、健全な状態を維持する。</p>		

目標2：救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺						
①行政機能/消防/ 防災教育等	②住宅・都市	③保健医療 ・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策
<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>		
<1> 医療にかかる人員・体制の強化 ○病院における電力供給体制の確保				<1> 医療にかかる人員・体制の強化 ○病院における電力供給体制の確保【施策分野③】		
災害時における市内の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院では、災害時においても病院の基本的な機能を維持するため、平時から自家用発電機等の整備状況や、非常時に使用可能かどうか検証を行うとともに、自立・分散型エネルギー（コーポレーティブ・ソリューション等）導入の検討を行うなど、病院における電力供給体制の確保を図る必要がある。				災害時における市内の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院では、災害時においても病院の基本的な機能を維持するため、平時から自家用発電機等の整備状況や、非常時に使用可能かどうか検証を行うとともに、自立・分散型エネルギー（コーポレーティブ・ソリューション等）導入の検討を行うなど、病院における電力供給体制の確保を図る。		
<2> 要配慮者への支援 ○社会福祉施設の孤立対策				<2> 要配慮者への支援 ○社会福祉施設の孤立対策【施策分野③、⑪】		
社会福祉施設は被災時に孤立した場合の支援が不十分であり、適切な支援体制の充実が必要である。				社会福祉施設に対して、被災時に孤立した場合に備えた支援体制の充実を図る。		
<3> 備蓄品の確保 ○災害時の石油類燃料の確保				<3> 備蓄品の確保 ○災害時の石油類燃料の確保【施策分野④、⑯】		
災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、石油商業組合や石油連盟との協定等に基づく供給体制の整備を図る必要がある。				災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、石油商業組合や石油連盟との協定等に基づく供給体制の整備を図る。		
○電源途絶に対する予備電源の確保				○電源途絶に対する予備電源の確保【施策分野④、⑯】		
病院における非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を促進するとともに、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定に基づく連携体制の充実を図る必要がある。				病院における非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を促進するとともに、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定に基づく連携体制の充実を図る。		

目標2：救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

<脆弱性の評価・課題>	<リスクへの対応方策>
<p><4> 交通の確保</p> <p>○道路の防災対策</p> <p>災害時の救助活動、物資輸送に資する交通機能を確保するため、施設の適切な維持管理を実施する必要がある。</p> <p>○道路ネットワークの強化による代替機能の確保</p> <p>緊急時の輸送能力を確保するため、道路ネットワークを強化し、代替機能を確保する必要がある。</p> <p><5> 広域連携体制の強化</p> <p>○受援体制の整備</p> <p>災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、応援要請や応援受入の体制、手順、受援対象業務等を定めた「成田市受援計画〈地震対策編〉」を、平成30年3月に策定したところである。今後は計画の実行性の検証に努め、内容の拡充を図る必要がある。</p>	<p><4> 交通の確保</p> <p>○道路の防災対策【施策分野 ⑦、⑭ 道路等補修事業、橋りょう補修事業】</p> <p>平常時から道路施設の適切な点検を行うとともに、施設ごとの維持管理計画等に基づく構造物の必要な更新等により、道路の老朽化、震災対策等を着実に推進し、健全な状態を維持する。</p> <p>○道路ネットワークの強化による代替機能の確保【施策分野 ⑦、⑭ 幹線道路整備事業】</p> <p>緊急時の輸送能力を確保するため、また、国県道との連携を強化するため、必要な幹線道路網を整備する。</p> <p><5> 広域連携体制の強化</p> <p>○受援体制の整備【施策分野 ①】</p> <p>災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、応援要請や応援受入の体制、手順、受援対象業務等を定めた「成田市受援計画〈地震対策編〉」を、平成30年3月に策定したところである。今後は計画の実行性の検証に努め、内容を拡充する。</p>

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生						
①行政機能/消防/防災教育等	②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策
<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>		
<p><1> 住宅・建築物等の耐震化</p> <p>○住宅・建築物の耐震化の促進</p> <p>住宅の耐震化率は約85%（平成25年度）であるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断及び耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。</p> <p>多くの建築物が地震動により倒壊し、避難所や避難場所に多くの市民が集合する事態となると、避難先で避難者同士が密集し、感染症拡大の原因となることが想定されるため、重点的に耐震化に取り組む。</p>				<p><1> 住宅・建築物等の耐震化</p> <p>○住宅・建築物の耐震化の促進【施策分野 ②、⑭ 建築物耐震化促進事業】</p> <p>耐震診断・改修の支援を実施するほか、建築物耐震化促進計画を適宜改定し、建築物の耐震化を推進する。</p> <p>多くの建築物が地震動により倒壊し、避難所や避難場所に多くの市民が集合する事態となると、避難先で避難者同士が密集し、感染症拡大の原因となることが想定されるため、重点的に耐震化に取り組む。</p>		

目標2：救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

<脆弱性の評価・課題>	<リスクへの対応方策>
<p>染症拡大の原因となることが想定されるため、重点的に耐震化を推進する必要がある。</p>	
<p><2> 感染症予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予防接種や消毒、害虫駆除等の実施 <p>感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒や害虫駆除等を速やかに実施するための体制等を構築しておく必要がある。</p> ○衛生用品等の備蓄の見直し <p>新型インフルエンザ等の感染症拡大を防ぐため、衛生用品等の備蓄を見直す必要がある。</p> 	<p><2> 感染症予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予防接種や消毒、害虫駆除等の実施【施策分野③】 <p>平時から、感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種を促進する。また、消毒や衛生害虫に係る相談等の生活衛生環境を確保するための体制を構築する。</p> ○衛生用品等の備蓄の見直し【施策分野③】 <p>新型インフルエンザ等の感染症拡大を防ぐため、衛生用品等の備蓄を見直す。</p>
<p><3> 下水道機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下水道施設の耐震対策 <p>大規模地震による下水道施設の被害を最小限にするため、耐震化を着実に推進する必要がある。</p> ○下水道施設の耐水化対策 <p>河川氾濫時等の災害時においても下水道施設の被害を最小限にするため、耐水化を着実に推進する必要がある。</p> ○下水道B C Pの策定 <p>中継ポンプ場の長期機能停止を防止するためのB C P策定を促進するとともに、策定したB C Pの維持改善を図る必要がある。停電時でも処理機能を損なわないよう中継ポンプ場およびマンホールポンプの電源を確保することが課題となる。</p> 	<p><3> 下水道機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下水道施設の耐震対策【施策分野②、⑭】 <p>下水道施設において、災害時に汚水処理機能が確保できるように施設の耐震化等を図る。中継ポンプ場等の中核施設の耐震化工事及びポンプ場に直結する重要な幹線管路について、管更生による強化や継手性能の向上を図り、地震時における汚水処理機能を確保する。</p> ○下水道施設の耐水化対策【施策分野②、⑭】 <p>下水道施設において、河川氾濫時等の災害時に汚水処理機能が確保できるように施設の耐水化等を図る。下水道施設が浸水しないよう止水板等により浸水防止対策を講じ、河川氾濫時等の災害時における汚水処理機能を確保する。</p> ○下水道B C Pの策定【施策分野②、⑪】 <p>下水道施設の耐震化及び耐水化のための調査を行い、地震対策及び浸水対策の計画を策定する。また、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理を行うために、下水道B C Pに電源喪失時の対応を盛り込む等の段階的な内容の充実を図る。</p>

<脆弱性の評価・課題>	<リスクへの対応方策>
<p><4> 避難所運営の強化</p> <p>○避難所運営の在り方の見直し</p> <p>新型インフルエンザ等の発生に備えて、ソーシャルディスタンスを考慮した避難所運営の在り方や備蓄物品について検討する必要がある。</p> <p>○避難所における衛生管理</p> <p>避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを推進する必要がある。</p>	<p><4> 避難所運営の強化</p> <p>○避難所運営の在り方の見直し【施策分野③】</p> <p>新型インフルエンザ等の発生に備えて、ソーシャルディスタンスを考慮した避難所運営の在り方や備蓄物品について検討し、避難所運営マニュアル等に取りまとめる。</p> <p>○避難所における衛生管理【施策分野③、⑪】</p> <p>避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを推進する。</p>
<p><5> 広域火葬体制の構築</p> <p>○広域火葬体制の構築</p> <p>大規模災害により、市が平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあるため、近隣市町村の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制を構築しておく必要がある。</p>	<p><5> 広域火葬体制の構築</p> <p>○広域火葬体制の構築【施策分野①、⑬】</p> <p>大規模災害により、市が平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあるため、千葉県広域火葬計画に基づき円滑に近隣市町村の火葬場を活用した広域火葬が実施できるよう、体制を構築する。</p>
<p><6> 地域防災力の強化</p> <p>○地域防災力の向上</p> <p>大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助・共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。</p>	<p><6> 地域防災力の強化</p> <p>○地域防災力の向上【施策分野①、⑨、⑪ 自主防災組織整備事業】</p> <p>大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助・共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。</p>

目標2：救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生						
①行政機能/消防/防災教育等	②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策
<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>		
<1> 要配慮者への支援 ○福祉避難所の設置促進 福祉避難所の設置の取組を一層促進するとともに、要支援者が避難生活を送るために必要となる備品や設備などの配備・充実、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。				<1> 要配慮者への支援 ○福祉避難所の設置促進【施策分野 ③ 福祉避難所の設置促進】 福祉避難所の設置を一層促進するとともに、要支援者のための施設整備や備品の備蓄など、避難環境の整備を図る。		
<2> 避難所運営の強化 ○避難所運営の在り方の見直し 新型インフルエンザ等の発生に備えて、ソーシャルディスタンスを考慮した避難所運営の在り方や備蓄物品について検討する必要がある。 ○避難所における衛生管理 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを推進する必要がある。				<2> 避難所運営の強化 ○避難所運営の在り方の見直し【施策分野③】 新型インフルエンザ等の発生に備えて、ソーシャルディスタンスを考慮した避難所運営の在り方や備蓄物品について検討し、避難所運営マニュアル等に取りまとめる。 ○避難所における衛生管理【施策分野 ③、⑪】 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを推進する。		
<3> 施設・備蓄品の整備 ○避難所となる施設の機能強化 避難所となる施設について、円滑な避難所の運営が可能となるよう必要な防災機能を確保する必要がある。				<3> 施設・備蓄品の整備 ○避難所となる施設の機能強化【施策分野②、⑭】 学校施設においては成田市学校施設長寿命化計画に基づき、避難者が安心して避難できるよう、施設の安全性を確保するとともに、避難所として求められる機能強化を図る。		
<4> 地域防災力の強化 ○地域防災力の向上 大規模災害時には、公的防災機関が十分に				<4> 地域防災力の強化 ○地域防災力の向上【施策分野 ①、⑨、⑪ 自主防災組織整備事業】 大規模災害時には、公的防災機関が十分に		

目標3：必要不可欠な行政機能は確保する

＜脆弱性の評価・課題＞	＜リスクへの対応方策＞
対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助・共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助・共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。

目標3：必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①行政機能/消防/ 防災教育等	②住宅・都市	③保健医療 ・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策

＜脆弱性の評価・課題＞	＜リスクへの対応方策＞
<p><1> 行政機能の強化</p> <p>○業務継続計画（B C P）の作成</p> <p>大規模地震が発生した場合においても、市民生活に不可欠な一定レベルの行政サービスも継続して実施する必要があることから、市では平成30年3月に成田市業務継続計画＜地震対策編＞を策定したところである。今後は、計画の実効性を更に高めるため必要に応じて見直しを図ることと、他の災害種別に対しての対策を検討する必要がある。</p> <p>○総合防災訓練の実施</p> <p>総合防災訓練・図上訓練（災害対策本部設置）の実施については、自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び図上訓練など、応急対処能力の向上等を図るために、引き続き訓練を実施する必要がある。</p>	<p><1> 行政機能の強化</p> <p>○業務継続計画（B C P）の作成【施策分野①】</p> <p>大規模地震が発生した場合においても、市民生活に不可欠な一定レベルの行政サービスも継続して実施する必要があることから、市では平成30年3月に成田市業務継続計画＜地震対策編＞を策定したところである。今後は、計画の実効性を更に高めるため必要に応じて見直しを図ることと、他の災害種別に対しての対策を検討する。</p> <p>○総合防災訓練の実施【施策分野①、⑫ 災害対策本部の実施体制の充実強化】</p> <p>総合防災訓練・図上訓練の実施については、自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び災害対策本部設置（図上訓練）など、応急対処能力の向上等を図るために、引き続き訓練を実施する。</p>
<p><2> 施設・備蓄品の整備</p> <p>○公共施設の計画的な施設整備や適切な維持管理</p> <p>公共施設は災害時に防災拠点となるなど、防災上重要な施設としての役割を担っていることから、「成田市公共施設等総合管理計</p>	<p><2> 施設・備蓄品の整備</p> <p>○公共施設の計画的な施設整備や適切な維持管理【施策分野①、⑭】</p> <p>公共施設は災害時に防災拠点となるなど、防災上重要な施設としての役割を担っていることから、「成田市公共施設等総合管理計</p>

<脆弱性の評価・課題>	<リスクへの対応方策>
<p>画」等に基づく長寿命化対策の中で、計画的な施設整備や適切な維持管理に努める必要がある。</p>	<p>画」等に基づく長寿命化対策の中で、計画的な施設整備や適切な維持管理に努める。</p>
<p>○自立・分散型エネルギーの整備</p> <p>防災拠点や災害時に機能を保持すべき施設への自立・分散型エネルギー整備を進める必要がある。</p>	<p>○自立・分散型エネルギーの整備【施策分野④】</p> <p>防災拠点や災害時に機能を保持すべき施設への自立・分散型エネルギー整備を進める。</p>
<p>○避難所等の電源確保</p> <p>電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、移動用発電機の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。</p>	<p>○避難所等の電源確保【施策分野④ 小・中学校太陽光発電導入事業】</p> <p>電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、移動用発電機の整備等、避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保を図る。</p>
<p>○基幹業務システム等の耐災害性の確保</p> <p>市役所の基幹業務システムの耐災害性を確保する必要がある。</p>	<p>○基幹業務システム等の耐災害性の確保【施策分野①】</p> <p>市役所の基幹業務システムの耐災害性を確保する。</p>
<p><3>復旧復興体制の整備</p> <p>○被災者台帳の整備・推進</p> <p>被災者への公平で効率的な支援の実施のため、被災の状況や各種支援の状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の整備・推進を図る必要がある。</p>	<p><3>復旧復興体制の整備</p> <p>○被災者台帳の整備・推進【施策分野①】</p> <p>被災者への公平で効率的な支援の実施のため、被災の状況や各種支援の状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の整備・推進を図る。</p>
<p>○防災を担う人材の育成</p> <p>大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を行う必要がある。</p>	<p>○防災を担う人材の育成【施策分野①、⑪】</p> <p>大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、千葉県と連携して、防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を行う。</p>
<p><4>地域防災力の強化</p> <p>○地域防災力の向上</p> <p>大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となつた災害対応体制を構築するため、消防団や自主防</p>	<p><4>地域防災力の強化</p> <p>○地域防災力の向上【施策分野①、⑨、⑪ 自主防災組織整備事業】</p> <p>大規模災害時には、公的防災機関が十分に対応できない場合、被害を最小限にするためには、地域住民による自助・共助の取組が大変重要であることから、地域一丸となつた災害対応体制を構築するため、消防団や自主防</p>

目標4：必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

＜脆弱性の評価・課題＞	＜リスクへの対応方策＞
災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。

目標4：必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

①行政機能/消防/ 防災教育等	②住宅・都市	③保健医療 ・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策
＜脆弱性の評価・課題＞						
<1> 災害関連情報提供体制の整備						
○防災情報の収集機能強化						
民間通信事業者の回線が停止した場合にも県と市、防災関係機関との通信ができるよう、自営の通信手段（防災行政無線）や情報システム等を整備し、維持・管理していく必要がある。						
○防災関係機関の情報通信手段の多様化等						
防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や非常用電源の確保等を進める必要がある。						
<2> 備蓄品の確保						
○電源途絶に対する予備電源の確保						
無線・有線電話等の情報通信システムに必要不可欠な電源が遮断され、使用不可能となった場合、災害対応に多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、電源途絶に対する予備電源の確保を図る必要がある。						
＜リスクへの対応方策＞						
<1> 災害関連情報提供体制の整備						
○防災情報の収集機能強化【施策分野 ⑤】						
民間通信事業者の回線が停止した場合にも県と市、防災関係機関との通信ができるよう、自営の通信手段（防災行政無線）や情報システム等を整備し、維持・管理し、適切な運用を図る。						
○防災関係機関の情報通信手段の多様化等【施策分野 ⑤、⑪】						
防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や非常用電源の確保等を進める。						
<2> 備蓄品の確保						
○電源途絶に対する予備電源の確保【施策分野 ④、⑬】						
非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を促進するとともに、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定に基づく連携体制の充実を図る。						

目標4：必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態							
①行政機能/消防/ 防災教育等	②住宅・都市	③保健医療 ・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流	
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーショ	ン	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策
<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>			
<1> 災害関連情報提供体制の整備 ○災害情報の伝達手段の多様化				<1> 災害関連情報提供体制の整備 ○災害情報の伝達手段の多様化【施策分野⑤、⑪】			
防災行政無線やＬアラート、防災ポータルサイト、防災メール等多様な手段を通じ、市民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図る必要がある。 ○メディアに対する情報提供				防災行政無線やＬアラート、防災ポータルサイト、防災メール等多様な手段を通じ、市民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図る。 ○メディアに対する情報提供【施策分野⑤、⑪】			
災害時に市から各メディア等に対し、被害情報、避難情報等を迅速かつ正確に提供する体制を強化する必要がある。				住民に対しリアルタイムな防災情報等の提供を行うため、放送事業者・ケーブルテレビ事業者の協力を得て、体制の確保に努める。			
4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態							
①行政機能/消防/ 防災教育等	②住宅・都市	③保健医療 ・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流	
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーショ	ン	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策
<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>			
<1> 行政機能の強化 ○組織体制の強化・危機対応能力の向上				<1> 行政機能の強化 ○組織体制の強化・危機対応能力の向上【施策分野①、⑫】			
情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、危機対応能力の向上を図る必要がある。				情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、研修・訓練等の実施により、職員の危機対応能力の向上を図る。			
<2> 災害関連情報提供体制の整備 ○災害情報の伝達手段の多様化				<2> 災害関連情報提供体制の整備 ○災害情報の伝達手段の多様化【施策分野⑤、⑪】			
防災行政無線やＬアラート、防災ポータルサイト、防災メール、コミュニティFM等多様な手段を通じ、市民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図る必要がある。				防災行政無線やＬアラート、防災ポータルサイト、防災メール、コミュニティFM等多様な手段を通じ、市民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図る。			

<脆弱性の評価・課題>	<リスクへの対応方策>
<p><3> 要配慮者への支援</p> <p>○災害時避難行動要支援者対策の促進</p> <p>市では、「成田市避難行動要支援者支援計画（平成28年1月）」を策定し、「避難行動要支援者名簿」を整備・更新している。避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、今後さらに、「避難行動要支援者名簿」の整備・更新と地域との共有等の取組を促進し、避難支援体制の充実を図る必要がある。</p> <p>○福祉避難所の設置促進</p> <p>福祉避難所の設置の取組を一層促進するとともに、要支援者が避難生活を送るために必要となる備品や設備などの配備・充実、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。</p>	<p><3> 要配慮者への支援</p> <p>○災害時避難行動要支援者対策の促進【施策分野 ③、⑪】</p> <p>市では、「成田市避難行動要支援者支援計画（平成28年1月）」を策定し、「避難行動要支援者名簿」を整備・更新している。避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、今後さらに、「避難行動要支援者名簿」の整備・更新と地域との共有等の取組を促進し、避難支援体制の充実を図る。</p> <p>○福祉避難所の設置促進【施策分野 ③ 福祉避難所の設置促進】</p> <p>福祉避難所の設置を一層促進するとともに、要支援者のための施設整備や備品の備蓄など、避難環境の整備を図る。</p>
<p>○外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達</p> <p>災害が発生したときに観光・宿泊施設にいる訪日外国人と日本人とでは、言語の問題からアクセスできる情報に格差が生じることから、各施設において外国人を速やかに誘導し、適切な情報提供を行える体制の整備を促すため、具体的な対処方法等について周知を図る必要がある。</p>	<p>○外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達【施策分野 ⑤、⑪】</p> <p>市内の観光・宿泊施設へ、国が作成した「自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン」や国内における緊急地震速報及び気象特別警報を英語、中国語（繁体字／簡体字）、韓国語で通知する情報発信アプリ等の周知を図る。また、避難場所等の標識の多言語化に努める。</p>
<p><4> 地域防災力の強化</p> <p>○大規模災害に備えた自助・共助の取組の強化</p> <p>災害時の被害の最小化を図るために地域防災力の向上が重要であることから、防災教育の推進と自主防災組織の育成強化等に努めるとともに、市民一人ひとり及び地域コミュニティの防災意識の高揚や防災力の強化を図る必要がある。</p>	<p><4> 地域防災力の強化</p> <p>○大規模災害に備えた自助・共助の取組の強化【施策分野 ①、⑨、⑪ 自主防災組織整備事業】</p> <p>災害時の被害の最小化を図るために地域防災力の向上が重要であることから、防災教育の推進や自主防災組織の育成強化等に努めるとともに、市民一人ひとり及び地域コミュニティの防災意識の高揚や防災力の強化を図る。</p>

目標5：経済活動の機能を早期に回復する

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

①行政機能/消防/ 防災教育等	②住宅・都市	③保健医療 ・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策
<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>		
<1> 民間事業者の事業継続確保 ○中小企業に対する資金調達支援 金融機関と連携し、災害発生時における中小企業の資金調達を支援する必要がある。				<1> 民間事業者の事業継続確保 ○中小企業に対する資金調達支援【施策分野 ⑥、⑪】 金融機関と連携し、災害発生時における中小企業の資金調達支援を行う。		
○物流事業者における災害対応力の強化 物流総合効率化法の活用による災害に強い物流施設の整備促進や「荷主と物流事業者が連携した BCP 作成のためのガイドライン」の周知による民間物流事業者の BCP 策定等を促進する必要がある。				○物流事業者における災害対応力の強化【施策分野 ⑦、⑬】 物流総合効率化法の活用による災害に強い物流施設の整備促進や「荷主と物流事業者が連携した BCP 作成のためのガイドライン」の周知による民間物流事業者の BCP 策定等を促進する。		

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

①行政機能/消防/ 防災教育等	②住宅・都市	③保健医療 ・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策
<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>		
<1> 交通の確保 ○燃料供給ルートの確保 インフラ被災時のエネルギー、医療、物資等の供給停止を防ぐため、緊急時の輸送能力を確保する必要がある。				<1> 交通の確保 ○燃料供給ルートの確保【施策分野 ④】 道路交通機能の早期回復を可能にするため、平常時から道路施設の適切な点検を行うとともに、構造物の必要な更新等により、道路の防災、震災対策を着実に推進し、健全な状態を維持する。 緊急時の輸送能力を確保するため、また、国県道との連携を強化するため、必要な幹線道路網を整備する。		
<2> 備蓄品の確保 ○災害時の石油燃料等の確保 緊急車両への優先給油や災害対策施設(災害対策本部、避難所、病院等)への燃料供給を円滑に行うため、LPGガス協会との燃料供				<2> 備蓄品の確保 ○災害時の石油燃料等の確保【施策分野 ④、⑬】 緊急車両への優先給油や災害対策施設(災害対策本部、避難所、病院等)への燃料供給を円滑に行うため、LPGガス協会との燃料供		

＜脆弱性の評価・課題＞	＜リスクへの対応方策＞
給に関する災害協定の実施体制を整備するほか、千葉県石油商業協同組合と石油燃料の供給に関する協定体制の整備を検討する必要がある。	給に関する災害協定の実施体制を整備するほか、千葉県石油商業協同組合と石油燃料の供給に関する協定体制の整備を検討する。

5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響							
①行政機能/消防/ 防災教育等		②住宅・都市 ③保健医療 ・福祉 ④エネルギー ⑤情報通信 ⑥産業構造 ⑦交通・物流		⑧農林水産 ⑨地域保全 ⑩環境 ⑪リスクコミュニケーショ		ン	
⑫人材育成 ⑬官民連携 ⑭老朽化対策・長寿命化対策							
＜脆弱性の評価・課題＞				＜リスクへの対応方策＞			
<1> 住宅・建築物等の耐震化 ○沿道建築物の耐震化の促進 緊急輸送道路 ^(※19) の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。				<1> 住宅・建築物等の耐震化 ○沿道建築物の耐震化の促進【施策分野 ⑦、⑪】 地震による建築物の倒壊等により緊急時の通行障害が生じないよう緊急輸送道路の沿道の建築物の実態を把握し、所有者等への啓発に努め、耐震化を促進する。			
<2> 交通の確保 ○道路ネットワークの強化による代替機能の確保 緊急時の輸送能力を確保するため、道路ネットワークを強化し、代替機能を確保する必要がある。 ○道路施設の防災対策 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止を避けるため、道路の防災、震災対策をする必要がある。				<2> 交通の確保 ○道路ネットワークの強化による代替機能の確保【施策分野 ⑦】 緊急時の輸送能力を確保するため、また、国県道との連携を強化するため、必要な幹線道路網を整備する。 ○道路施設の防災対策【施策分野 ⑦、⑭ 道路等補修事業、橋りょう補修事業】 平常時から道路施設の適切な点検を行うとともに、施設ごとの維持管理計画等に基づく構造物の必要な更新等により、道路の老朽化、震災対策等を着実に推進し、健全な状態を維持する。			
<3> 関係機関等との連携強化 ○陸・空の連携によるネットワークの強化 首都直下地震等の大規模災害により、東京湾岸が被災した場合には、北関東・東北方面からの支援の受け入れが重要となることから、成田市受援計画<地震対策編>に基づき支援を円滑に受け入れるため、訓練等で検証を行い計画の実効性を確保するとともに、そ				<3> 関係機関等との連携強化 ○陸・空の連携によるネットワークの強化【施策分野 ⑦、⑪】 可能な輸送手段を最大限活用するため、陸路・空路のネットワーク強化を図る。			

＜脆弱性の評価・課題＞	＜リスクへの対応方策＞
それぞれの管理者との連携を密に行い、陸・空の連携による輸送ルートの充実など、ネットワークの強化を図る必要がある。	

5-4 空港の被災による国際航空輸送への甚大な被害						
①行政機能/消防/ 防災教育等		②住宅・都市	③保健医療 ・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑦交通・物流
＜脆弱性の評価・課題＞						
<p><1> 関係機関等との連携強化</p> <p>○空港機能の早期復旧</p> <p>発災後、空港機能が早期復旧できるよう、関係機関の情報共有体制を強化する必要がある。</p> <p><2> 帰宅困難者対策</p> <p>○総合的な帰宅困難者対策の検討・実施</p> <p>災害発生時に成田空港内で多数の帰宅困難者が出ることが想定されるため、一時滞在施設の確保と周知、安否確認や情報提供を行うための体制整備、帰宅支援の拡充など、総合的な帰宅困難者対策を推進する必要がある。</p> <p><3> 要配慮者への支援</p> <p>○外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達</p> <p>災害発生時に空港に滞留してしまう恐れのある訪日外国人と日本人とでは、言語の問題からアクセスできる情報に格差が生じることから、外国人を速やかに誘導し、適切な情報提供を行える体制の整備を促すため、具体的な対処方法等について周知を図る必要がある。</p> <p><4> 交通の確保</p> <p>○代替陸上輸送機能の確保</p> <p>空港機能の代替性を確保するための道路や鉄道など陸上輸送機能の確保について、推</p>						
<p><1> 関係機関等との連携強化</p> <p>○空港機能の早期復旧【施策分野 ⑦、⑭】</p> <p>発災後、空港機能が早期復旧できるよう、関係機関の情報共有体制を強化する。</p> <p><2> 帰宅困難者対策</p> <p>○総合的な帰宅困難者対策の検討・実施【施策分野 ②、⑪、⑬】</p> <p>災害発生時に成田空港内で多数の帰宅困難者が出ることが想定されるため、一時滞在施設の確保と周知、安否確認や情報提供を行うための体制整備、帰宅支援の拡充など、総合的な帰宅困難者対策を推進する。</p> <p><3> 要配慮者への支援</p> <p>○外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達【施策分野 ⑤、⑪】</p> <p>市内の観光・宿泊施設へ、国が作成した「自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン」や国内における緊急地震速報及び気象特別警報を英語、中国語（繁体字／簡体字）、韓国語で通知する情報発信アプリ等の周知を図る。</p> <p><4> 交通の確保</p> <p>○代替陸上輸送機能の確保【施策分野 ⑦、⑪】</p> <p>空港機能の代替性を確保するための道路や鉄道など陸上輸送機能の確保について、推</p>						

<脆弱性の評価・課題>		<リスクへの対応方策>				
進する必要がある。		進する。				

5-5 食料等の安定供給の停滞						
①行政機能/消防/ 防災教育等	②住宅・都市	③保健医療 ・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策
<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>		
<1> 農業活動への支援 ○農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進 <p>農村地域の災害未然防止や国土保全・多面的機能を確保するため、集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める必要がある。</p> <p>また、集中豪雨や大規模地震等で崩壊した場合の経済活動及び住民生活等に影響が大きい地すべり防止施設については、土砂災害の被害を最小限に抑えるため、ハード対策を推進する必要がある。</p>				<1> 農業活動への支援 ○農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進【施策分野 ⑧、⑪、⑭】 <p>農村地域の災害未然防止や国土保全・多面的機能を確保するため、集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設、地すべり防止施設等の整備・補強を推進する。</p> <p>農村地域における集中豪雨や大規模地震等で崩壊した場合の経済活動及び住民生活等に影響が大きい斜面崩壊への対策については、土砂災害の被害を最小限に抑えるため、ハード対策を推進する。</p>		
<2> 卸売市場施設整備の推進 ○卸売市場施設整備の推進 <p>災害が発生した場合、産地から消費者へ生鮮食品等の供給が困難になることが懸念されるため、災害時も食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、B C P の策定及び災害時における市場間連携協定の締結連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。</p>				<2> 卸売市場施設整備の推進 ○卸売市場施設整備の推進【施策分野 ⑧、⑪一般管理に関する経費】 <p>災害が発生した場合、産地から消費者へ生鮮食品等の供給が困難になることが懸念されるため、災害時も食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、B C P の策定及び災害時における市場間連携協定の締結連携・協力体制を拡大・定着させる。</p>		
<3> 関係機関等との連携強化 ○農林水産物・食品等の生産・加工・流通を含むサプライチェーンの機能維持対策 <p>災害時に被災住民を支援するため、農林水産物・食品等について、関係団体との協定を維持し、協力連携を図っていく必要がある。</p>				<3> 関係機関等との連携強化 ○農林水産物・食品等の生産・加工・流通を含むサプライチェーンの機能維持対策【施策分野 ⑧、⑫】 <p>災害時に被災住民を支援するため、農林水産物・食品等について、関係団体との協定を維持し、協力連携を図っていく。</p>		

目標6：ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

目標6：ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止						
①行政機能/消防/ 防災教育等	②住宅・都市	③保健医療 ・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策
<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>		
<1> 電力の確保				<1> 電力の確保		
○災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援				○災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援【施策分野 ④、⑪】		
災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るために、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。				災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活・経済活動に必要最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、生活・経済活動の重要施設への非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、エネルギー供給源の多様化を図るために、コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する。		
また、非常用電源が必要な事業者については、BCPの策定を支援する中でリスク管理の観点から、設備の導入などについて促していく。				<2> 関係機関等との連携強化		
<2> 関係機関等との連携強化				<2> 関係機関等との連携強化		
○災害時石油供給連携計画の実効性確保				○災害時石油供給連携計画の実効性確保【施策分野 ④、⑪】		
訓練への参加等により災害時石油供給連携計画の実効性の確保を図る必要がある。				訓練への参加等により災害時石油供給連携計画の実効性の確保を図る。		
○ライフライン事業者等との連携強化				○ライフライン事業者等との連携強化【施策分野 ⑥、⑪】		
大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、市内の防災・危機管理関係機関等との連携強化を図り、国、県、市、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等を定期的に実施する必要がある。				大規模災害発生後の電力や石油等の早期供給体制を構築するため、市内の防災・危機管理関係機関等との連携強化を図り、国、県、市、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等を定期的に実施する。		

目標6：ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止						
①行政機能/消防/ 防災教育等	②住宅・都市	③保健医療 ・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策
<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>		
<1> 断水対策 ○水道施設の耐震化の推進と応急体制の確保				<1> 断水対策 ○水道施設の耐震化の推進と応急体制の確保 【施策分野 ②、⑭ 管路耐震化工事】		
上水道の管路耐震化適合率は57.5%（平成30年現在）であり、老朽化対策と合わせて耐震化を着実に推進するとともに、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動を実施できる体制を整備する必要がある。 地震による水道施設への被害を最小限度に抑えるための施設整備を促進するとともに、水害に伴う施設の損壊や水道管の破損等が発生した場合にも、適切な応急措置及び迅速な復旧が行えるよう体制を整備する必要がある。				上水道の管路耐震化適合率は57.5%（平成30年現在）であり、老朽化対策と合わせて耐震化を着実に推進するとともに、災害時に迅速かつ的確に応急給水活動を実施できる体制を整備する。 地震による水道施設への被害を最小限度に抑えるための施設整備を促進するとともに、水害に伴う施設の損壊や水道管の破損等が発生した場合にも、適切な応急措置及び迅速な復旧が行えるよう体制を整備する。		

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止						
①行政機能/消防/ 防災教育等	②住宅・都市	③保健医療 ・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策
<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>		
<1> 下水道機能の確保 ○下水道施設の耐震対策				<1> 下水道機能の確保 ○下水道施設の耐震対策 【施策分野 ②、⑭ 下水道施設の耐震化事業】		
大規模地震による下水道施設の被害を最小限にするため、耐震化を着実に推進する必要がある。 ○下水道BCPの策定				下水道施設において、災害時に汚水処理機能が確保できるように施設の耐震化等を図る。中継ポンプ場等の中核施設の耐震化工事及びポンプ場に直結する重要な幹線管路について、管更生による強化や継手性能の向上を図り、地震における汚水処理機能を確保する。 ○下水道BCPの策定 【施策分野 ②、⑪ 下水道BCP策定事業】		
中継ポンプ場の長期機能停止を防止するため、停電時でも処理機能を損なわないような中継ポンプ場およびマンホールポンプの電源を確保する等の対策を推進すべく、策定したBCPの維持改善を図る必要がある。				下水道施設の耐震化及び耐水化のための調査を行い、地震対策及び浸水対策の計画を策定する。また、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理を行うために、下水道BCPに電源喪失時の対応を盛り込む等の		

目標6：ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

<脆弱性の評価・課題>	<リスクへの対応方策>
<p>○下水道施設の戦略的維持管理・更新</p> <p>下水道施設の老朽化による機能低下を防止するため、ストックマネジメント計画に基づいた維持管理・更新等を推進することで、災害時における汚水処理機能を確保する必要がある。</p>	<p>段階的な内容の充実を図る。</p> <p>○下水道施設の戦略的維持管理・更新【施策分野 ②、⑯ 下水道ストックマネジメント計画実施事業】</p> <p>下水道施設の老朽化による機能低下を防止するため、ストックマネジメント計画に基づいた維持管理・更新等を推進することで、災害時における汚水処理機能を確保する。</p>
<p><2> 農業集落排水施設の整備</p> <p>○集落排水施設の機能診断に基づく老朽化対策の推進</p> <p>農業集落排水施設について、汚水処理の機能確保のため、機能診断に基づく老朽化対策を計画的に行う必要がある。</p>	<p><2> 農業集落排水施設の整備</p> <p>○集落排水施設の機能診断に基づく老朽化対策の推進【施策分野 ⑧、⑯ 農業集落排水事業（6 地区）】</p> <p>農業集落排水施設について、汚水処理の機能確保のため、機能診断に基づく老朽化対策を計画的に行う。</p>
<p><3> 処理槽の整備</p> <p>○合併処理処理槽の普及・啓発</p> <p>公共用水域の汚濁の原因となっている生活雑排水を適正に処理するため、合併処理処理槽の普及・啓発を図る必要がある。</p>	<p><3> 処理槽の整備</p> <p>○合併処理処理槽の普及・啓発【施策分野 ⑩、⑪ 合併処理処理槽維持管理費補助金】</p> <p>公共用水域の汚濁の原因となっている生活雑排水を適正に処理するため、合併処理処理槽の普及・啓発を図る。</p>
<p><4> 災害廃棄物処理対策</p> <p>○一般廃棄物処理施設の老朽化対策</p> <p>既存の廃棄物処理施設を有効利用するために必要な長寿命化対策等を実施する必要があるところ、十分な対策が実施されなかつた場合、大規模災害の発生時において施設の機能維持に支障をきたし、円滑な廃棄物処理が長期間にわたり困難となる事態が懸念されることから、一般廃棄物処理施設の老朽化対策に取り組む必要がある。</p>	<p><4> 災害廃棄物処理対策</p> <p>○一般廃棄物処理施設の老朽化対策【施策分野 ⑩、⑯】</p> <p>廃棄物処理施設の総合的な長寿命化を進めるための長寿命化計画の策定と、施設の老朽化、耐震化対策に取り組む。</p>

目標6：ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-4 陸空の交通インフラの長期間にわたる機能停止								
①行政機能/消防/ 防災教育等	②住宅・都市	③保健医療 ・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流		
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策		
<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>				
<1> 住宅・建築物等の耐震化 ○沿道建築物の耐震化の促進				<1> 住宅・建築物等の耐震化 ○沿道建築物の耐震化の促進【施策分野 ⑦、⑪】				
緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。				地震による建築物の倒壊等により緊急時の通行障害が生じないよう緊急輸送道路の沿道の建築物の実態を把握し、所有者等への啓発に努め、耐震化を促進する。				
<2> 交通の確保 ○道路ネットワークの強化による代替機能の確保				<2> 交通の確保 ○道路ネットワークの強化による代替機能の確保【施策分野 ⑦】				
緊急時の輸送能力を確保するため、道路ネットワークを強化し、代替機能を確保する必要がある。				緊急時の輸送能力を確保するため、また、国県道との連携を強化するため、必要な幹線道路網を整備する。				
○道路の防災対策				○道路の防災対策【施策分野 ⑦、⑭ 道路等補修事業、橋りょう補修事業】				
災害時の救助活動、物資輸送に資する交通機能を確保するため、施設の適切な維持管理を実施する必要がある。				平常時から道路施設の適切な点検を行うとともに、施設ごとの維持管理計画等に基づく構造物の必要な更新等により、道路の老朽化、震災対策等を着実に推進し、健全な状態を維持する。				
○集中豪雨時の道路ネットワーク確保				○集中豪雨時の道路ネットワーク確保【施策分野 ⑦、⑪】				
ゲリラ豪雨等の集中豪雨時において、立体交差部（アンダーパス）等の冠水による交通分断は、救急・救援活動や救援物資の輸送等の支障となるばかりでなく、地域住民の避難等の支障となるため、冠水箇所の周知強化などの検討等を行う必要がある。				ゲリラ豪雨等の集中豪雨時において、冠水による交通分断は、救急・救援活動や救援物資の輸送等の支障となるばかりでなく、地域住民の避難等の支障となるため、冠水対策及び冠水箇所の周知を行うとともに、冠水ポイントの迂回ルートとして道路網の充実を図る。				
○輸送手段の確保				○輸送手段の確保【施策分野 ⑦、⑬】				
災害時において臨時バスやタクシーなどの代替輸送手段を確保するため、関係機関や事業者との協力体制の確保に努める必要がある。				災害時において臨時バスやタクシーなどの代替輸送手段を確保するため、関係機関や事業者との協力体制の確保に努める。				
○無電柱化の推進				○無電柱化の推進【施策分野 ⑦、⑪】				
大規模災害時に液状化や建物損壊等によ				地区計画等により新たなまちづくりを計				

目標7：複合災害・二次災害の拡大を防止する

<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>			
る被害を受けやすい電柱については、無電柱化を推進し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を図る必要がある。				画する際には、緊急時に特に機能確保が重要な幹線道路について無電柱化を検討するなど、道路機能の確保による防災性の向上を図る。			

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全											
①行政機能/消防/ 防災教育等		②住宅・都市		③保健医療 ・福祉		④エネルギー					
⑧農林水産		⑨地域保全		⑩環境		⑪リスクコミュニケーショ					
⑫人材育成		⑬官民連携		⑭老朽化対策・長寿命化対策		⑤情報通信					
<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>							
<1> 関係機関等との連携強化 ○関係機関における情報共有の円滑化				<1> 関係機関等との連携強化 ○関係機関における情報共有の円滑化【施策分野 ⑦、⑪】							
被害情報の報告や収集等を行うシステムの導入により、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。				被害情報の報告や収集等を行うシステムの導入により、関係機関における情報共有を円滑に進める。							
<2> 復旧復興体制の整備 ○速やかな復旧のための対策				<2> 復旧復興体制の整備 ○速やかな復旧のための対策【施策分野 ⑦、⑫】							
大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催、技術支援等を進める必要がある。				大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催、技術支援等を進める。							

目標7：複合災害・二次災害の拡大を防止する

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生											
①行政機能/消防/ 防災教育等		②住宅・都市		③保健医療 ・福祉		④エネルギー					
⑧農林水産		⑨地域保全		⑩環境		⑪リスクコミュニケーショ					
⑫人材育成		⑬官民連携		⑭老朽化対策・長寿命化対策		⑤情報通信					
<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>							
<1> 火災予防対策 ○火災予防対策等の推進				<1> 火災予防対策 ○火災予防対策等の推進【施策分野 ②、⑪ 広報活動及び設置調査】							
震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等の設置を促進する必要がある。				震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレーカー、住宅用火災警報器、消火器等の設置を促進する。							

目標7：複合災害・二次災害の拡大を防止する

＜脆弱性の評価・課題＞	＜リスクへの対応方策＞
<p><2> 救助活動能力の強化</p> <p>○救助活動能力の強化</p> <p>大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせて横断的に進める必要がある。</p>	<p><2> 救助活動能力の強化</p> <p>○救助活動能力の強化【施策分野 ①、⑪】</p> <p>大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせて横断的に進める。</p>
<p><3> 地域防災力の強化</p> <p>○地域防災力の向上</p> <p>地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。</p>	<p><3> 地域防災力の強化</p> <p>○地域防災力の向上【施策分野 ①、⑪ 自主防災組織整備事業】</p> <p>自助・共助・公助が一体となって防災・減災に取り組める体制を整備するため、自主防災組織の結成を促進する。また、既設の自主防災組織に対し、訓練支援や研修会などを実施し、組織の活性化と地域防災リーダーの育成強化を図る。</p>

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺						
①行政機能/消防/防災教育等	②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策
＜脆弱性の評価・課題＞				＜リスクへの対応方策＞		
<p><1> 住宅・建築物等の耐震化</p> <p>○沿道建築物の耐震化の促進</p> <p>緊急輸送道路等の沿道の建築物が倒壊し、道路を閉塞することにより、災害時における避難、物資の供給及び救助活動等が十分になされないおそれがあることから、沿道の建築物の耐震化を図る必要がある。</p>				<p><1> 住宅・建築物等の耐震化</p> <p>○沿道建築物の耐震化の促進【施策分野 ⑦、⑪、⑭】</p> <p>地震による建築物の倒壊等により緊急時の通行障害が生じないよう緊急輸送道路の沿道の建築物の実態を把握し、所有者等への啓発に努め、耐震化を促進する。</p>		
<p><2> 関係機関等との連携強化</p> <p>○関係機関の耐災害性の向上</p> <p>被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがある</p>				<p><2> 関係機関等との連携強化</p> <p>○関係機関の耐災害性の向上【施策分野 ①】</p> <p>被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがある</p>		

目標7：複合災害・二次災害の拡大を防止する

<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>			
ことから、それらの設備等の耐災害性の向上を図る必要がある。				ことから、それらの設備等の耐災害性の向上を図る。			

7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生											
①行政機能/消防/ 防災教育等		②住宅・都市		③保健医療 ・福祉		④エネルギー ⑤情報通信 ⑥産業構造 ⑦交通・物流					
⑧農林水産		⑨地域保全		⑩環境		⑪リスクコミュニケーション ⑫人材育成 ⑬官民連携 ⑭老朽化対策・長寿命化対策					
<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>							
<1> 土砂災害防止対策 <input type="radio"/> 土砂災害防止対策等の推進				<1> 土砂災害防止対策 <input type="radio"/> 土砂災害防止対策等の推進【施策分野 ⑨、⑪、⑭ 急傾斜地崩壊対策事業、崖地整備費補助事業】							
大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえ、堆積土砂等による二次災害を防止するため、地すべり・砂防・急傾斜地崩壊対策等によるハード整備及び既存施設の長寿命化を推進する必要がある。				千葉県と連携し、急傾斜地崩壊対策等のハード整備を推進するとともに、既存施設の点検を行い、必要な修繕等により健全な状態を保つなど、施設の長寿命化を推進する。							
<2> 森林の整備等 <input type="radio"/> 自然環境保全地域等の適切な管理				<2> 森林の整備等 <input type="radio"/> 自然環境保全地域等の適切な管理【施策分野 ⑩、⑪】							
自然環境保全地域などにおける豊かな自然是減災機能を有しており、無秩序な開発行為等は災害リスクを増大させる懸念があることから、法令に基づき適切に管理する必要がある。				無秩序な開発行為等は災害リスクを増大させる懸念があることから、自然環境保全地域などにおける開発行為等に対し、法令に基づき適切に対応する。							

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃											
①行政機能/消防/ 防災教育等		②住宅・都市		③保健医療 ・福祉		④エネルギー ⑤情報通信 ⑥産業構造 ⑦交通・物流					
⑧農林水産		⑨地域保全		⑩環境		⑪リスクコミュニケーション ⑫人材育成 ⑬官民連携 ⑭老朽化対策・長寿命化対策					
<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>							
<1> 施設・資機材の整備 <input type="radio"/> 有害・危険物質対応資機材の整備				<1> 施設・資機材の整備 <input type="radio"/> 有害・危険物質対応資機材の整備【施策分野 ⑩】							
河川において油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施するため、対応資機材を確保する必要がある。				河川において油等の流出事故が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業を迅速かつ的確に実施するため、対応資機材を確保する。							

<脆弱性の評価・課題>	<リスクへの対応方策>
<p><2> 災害関連情報提供体制の整備</p> <p>○国内外への情報発信</p> <p>災害発生による風評被害の影響を最小化するため、適切な情報を発信するとともに、複数の情報伝達経路の確保に努める必要がある。</p>	<p><2> 災害関連情報提供体制の整備</p> <p>○国内外への情報発信【施策分野 ⑥、⑧、⑪】</p> <p>災害発生による風評被害の影響を最小化するため、適切な情報を発信するとともに、複数の情報伝達経路の確保に努める。</p>

7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃						
①行政機能/消防/ 防災教育等		②住宅・都市 ③保健医療 ・福祉		④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造 ⑦交通・物流
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策
<脆弱性の評価・課題>						
<p><1> 農地・森林の整備等</p> <p>○農地等の適切な保全管理</p> <p>農地等の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う資源の適切な保全管理の取組に支援を行う必要がある。</p> <p>○森林の地域保全機能の維持・発揮のための多様で健全な森林の整備等</p> <p>間伐等の森林整備が適かつ十分に行われないことにより、森林の有する雨水等による土壌の侵食・流出を防ぐ山地災害防止機能及び洪水緩和機能や、二酸化炭素の吸収源を確保する地球温暖化対策等の機能が著しく低下するため、適切に森林整備を進める必要がある。</p> <p>○山村コミュニティによる森林整備・保全活動の推進</p> <p>人口の減少や高齢化の進行などにより、森林の保全・管理を適切に行う事が困難になり、森林荒廃など、森林の有する地域保全機能（土砂崩壊防備、水源のかん養等）が損なわれる恐れがあるため、里山整備などの対策を講じる必要がある。</p>						
<リスクへの対応方策>						
<p><1> 農地・森林の整備等</p> <p>○農地等の適切な保全管理【施策分野 ⑧、⑪】</p> <p>農地等の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う資源の適切な保全管理の取組に支援を行う。</p> <p>○森林の地域保全機能の維持・発揮のための多様で健全な森林の整備等【施策分野 ⑧、⑭】</p> <p>農地の保全、水源の涵養、地球温暖化防止など森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林施業の集約化や低コスト化を図りつつ、計画的に適切な森林整備を進める。</p> <p>○山村コミュニティによる森林整備・保全活動の推進【施策分野 ⑧、⑫ 里山保全ボランティア研修】</p> <p>里山活動団体等の多様な主体による森づくりを支援することにより、里山の整備を進め、地域保全機能の維持を図る。</p>						

目標8：地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

①行政機能/消防/ 防災教育等	②住宅・都市	③保健医療 ・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策
<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>		
<1> 災害廃棄物処理対策 <ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物対策指針に基づく災害廃棄物処理計画の作成 				<1> 災害廃棄物処理対策 <ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物対策指針に基づく災害廃棄物処理計画の作成【施策分野 ⑩】 		
<p>災害廃棄物は、廃棄物処理法で一般廃棄物に区分され、被災市に処理責任がある。市では、平成23年の東日本大震災、平成27年の関東・東北豪雨、平成28年の熊本地震などの教訓や廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の改正を踏まえ、平成31年3月に「成田市災害廃棄物処理計画」を策定したところである。今後は、更に実効性を高めるため必要に応じて見直しを図り充実強化を図る必要がある。</p>				<p>市では、平成23年の東日本大震災、平成27年の関東・東北豪雨、平成28年の熊本地震などの教訓や廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の改正を踏まえ、平成31年3月に「成田市災害廃棄物処理計画」を策定したところである。今後は、更に実効性を高めるため必要に応じて見直しを図り充実強化を図る。</p>		
<1> 関係機関等との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物処理の支援体制の構築 				<2> 関係機関等との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物処理の支援体制の構築【施策分野 ⑩、⑬】 		
<p>大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図る必</p>				<p>大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図る。</p>		

<脆弱性の評価・課題>		<リスクへの対応方策>				
要がある。						

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態						
①行政機能/消防/ 防災教育等	②住宅・都市	③保健医療 ・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策
<脆弱性の評価・課題>						
<1> 復旧復興体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○防災を担う人材の育成 <p>大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建物被害認定体制の充実 <p>大規模災害時に迅速・公平に被災者を支援し、速やかな復旧を図るため、市における罹災証明書の交付にかかる建物被害認定を行うための職員を養成する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進 <p>建設産業における担い手の高齢化、若年層の離職率の高さなどにより、地域を守るべき建設業者が不足し、災害発生時等の対応力が低下する可能性がある。また、災害時における応急業務等の連携が図られるよう、各種団体との応急業務協定を締結しているが、災害時に有効に機能するよう、平時から防災訓練や道路啓開訓練等を通じて実効性を高める必要がある。さらに、応急復旧の迅速化を図るため、情報化施工等、有用な技術の普及を図る必要がある。</p>						
<1> 復旧復興体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○防災を担う人材の育成【施策分野 ①、⑪、⑫】 <p>大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、千葉県と連携して、防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建物被害認定体制の充実【施策分野 ①、⑬ 災害に係る住家の被害認定調査に関する勉強会】 <p>大規模災害時に迅速・公平に被災者を支援し、速やかな復旧を図るため、市における罹災証明書の交付にかかる建物被害認定を行うための職員を養成するとともに、他自治体や民間団体等との連携を促進し、認定体制の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進【施策分野 ①、⑬】 <p>建設産業における担い手の確保・育成を図るため、「千葉県魅力ある建設事業推進協議会」(C C I ちば)等を活用し、行政と建設業団体が連携して技術者の確保・育成等を支援する。</p> <p>また、発災時に各種団体との応急業務協定が有効に機能するよう、あらゆる災害を想定した防災訓練等を実施することにより、災害応急業務協定による対応強化を図る。</p> <p>さらに、応急復旧の迅速化を図るため、情報化施工等、有用な技術の普及を図る。</p>						

＜脆弱性の評価・課題＞	＜リスクへの対応方策＞
<p>○関係機関との災害対応訓練の実施</p> <p>災害時において被災状況の把握や応急措置など迅速かつ的確に対応できるよう、建設業協会等の関係機関と共に災害対応訓練を実施し、連携強化を図る必要がある。</p> <p>○緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等との連携強化</p> <p>災害復旧を迅速に行うため、国から派遣されるT E C – F O R C Eと県、市における連携強化を推進する必要がある。</p>	<p>○関係機関との災害対応訓練の実施【施策分野 ①、 ⑬】</p> <p>災害時において被災状況の把握や応急措置など迅速かつ的確に対応できるよう、建設業協会等の関係機関と共に災害対応訓練を実施し、連携強化を図る。</p> <p>○緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等との連携強化【施策分野 ①、 ⑪】</p> <p>災害復旧を迅速に行うため、国から派遣されるT E C – F O R C Eと県、市における連携強化を推進する。</p>

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態						
①行政機能/消防/ 防災教育等	②住宅・都市	③保健医療 ・福祉	④エネルギー	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニ ニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策
＜脆弱性の評価・課題＞						
<p>○水害に強い地域づくり（河川及び排水路等）</p> <p>水害による被害を最小限にするため、河川及び排水路等の適切な機能保全が必要である。</p> <p>○水害に強い地域づくり（下水道）</p> <p>大規模水害による被害を最小限にするため、下水道（雨水）施設の整備を推進する必要がある。</p> <p>○下水道施設の耐震対策</p> <p>大規模地震による下水道施設の被害を最小限にするため、耐震化を着実に推進する必要がある。</p>						
<p>○水害に強い地域づくり（河川及び排水路等）【施策分野 ⑨、 ⑭ 準用河川整備事業】</p> <p>水害による被害を最小限にするため、河川維持管理計画を作成し、計画的な維持管理に努める。</p> <p>平常時の巡視・点検により、破損箇所の修繕や堆積土砂の除去等、適時適切な維持工事を実施する。</p> <p>○水害に強い地域づくり（下水道）【施策分野 ⑨、 ⑪ 浸水対策事業】</p> <p>下水道（雨水）施設の整備を促進する。</p> <p>○下水道施設の耐震対策【施策分野 ②、 ⑭ 下水道施設の耐震化事業】</p> <p>下水道施設において、災害時に汚水処理機能が確保できるように施設の耐震化等を図る。中継ポンプ場等の中核施設の耐震化工事及びポンプ場に直結する重要な幹線管路に</p>						

<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>			
				ついて、管更生による強化や継手性能の向上を図り、地震時における汚水処理機能を確保する。			

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失							
①行政機能/消防/ 防災教育等		②住宅・都市		③保健医療 ・福祉		④エネルギー	
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策	⑤情報通信
<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>			
<1> 文化財の保護 ○文化財に係る各種防災対策の支援 文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、大規模自然災害への予防措置等を行う必要がある。				<1> 文化財の保護 ○文化財に係る各種防災対策の支援【施策分野②、⑭】 定期的な点検を実施し、施設の適切な維持管理に努め、文化財の滅失、棄損等を防止する。			
<2> 復旧復興体制の整備 ○被災者の生活再建支援 被災者の生活再建に向けて、支援施策に関する情報提供や、生活の復興に向けた相談体制の整備を図る必要がある。 ○被災者台帳の整備・推進 被災者への公平で効率的な支援の実施のため、被災の状況や各種支援の状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の整備・推進を図る必要がある。 ○応急仮設住宅の提供に係る協力体制の整備の推進 災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供のために関係団体と協定を締結し、平時から協力体制を構築しているが、引き続き協力体制を整備し、維持していく必要がある。				<2> 復旧復興体制の整備 ○被災者の生活再建支援【施策分野①、⑪】 被災者の生活再建支援に向けて、支援施策に関する情報提供や、生活の復興に向けた相談体制の整備を図る。 ○被災者台帳の整備・推進【施策分野①】 被災者への公平で効率的な支援の実施のため、被災の状況や各種支援の状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の整備・推進を図る。 ○応急仮設住宅の提供に係る協力体制の整備の推進【施策分野②、⑬】 災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供について協力体制の整備を推進する。			
<3> 地域防災力の強化 ○地域防災力の向上 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定				<3> 地域防災力の強化 ○地域防災力の向上【施策分野①、⑪ 自主防災組織整備事業】 自助・共助・公助が一体となって防災・減災に取り組める体制を整備するため、自主防災組織の結成を促進する。また、既設の自主			

<脆弱性の評価・課題>				<リスクへの対応方策>			
化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。				防災組織に対し、訓練支援や研修会などを実施し、組織の活性化と地域防災リーダーの育成強化を図る。			

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態									
①行政機能/消防/ 防災教育等		②住宅・都市		③保健医療 ・福祉		④エネルギー			
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策	⑤情報通信	⑥産業構造	⑦交通・物流
<脆弱性の評価・課題>					<リスクへの対応方策>				
<1> 復旧復興体制の整備 ○ 応急仮設住宅の提供に係る協力体制の整備の推進 災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供のために関係団体と協定を締結し、平時から協力体制を構築しているが、引き続き協力体制を整備し、維持していく必要がある。					<1> 復旧復興体制の整備 ○ 応急仮設住宅の提供に係る協力体制の整備の推進【施策分野 ②、⑬】 災害時における応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供について協力体制の整備を推進する。				

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響									
①行政機能/消防/ 防災教育等		②住宅・都市		③保健医療 ・福祉		④エネルギー		⑤情報通信	
⑧農林水産	⑨地域保全	⑩環境	⑪リスクコミュニケーション	⑫人材育成	⑬官民連携	⑭老朽化対策・長寿命化対策	⑥産業構造	⑦交通・物流	
<脆弱性の評価・課題>					<リスクへの対応方策>				
<1> 災害関連情報提供体制の整備 ○ 災害情報の伝達手段の多様化 防災行政無線やレアラート、防災ポータルサイト、防災メール等多様な手段を通じ、市民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図る必要がある。					<1> 災害関連情報提供体制の整備 ○ 災害情報の伝達手段の多様化【施策分野 ⑤、⑪】 防災行政無線やレアラート、防災ポータルサイト、防災メール等多様な手段を通じ、市民が容易に必要な情報を入手できる環境の構築を図る。				
<1> メディアに対する情報提供 災害時に市から各メディア等に対し、被害情報、避難情報等を迅速かつ正確に提供する体制を強化する必要がある。					<1> メディアに対する情報提供 【施策分野 ⑤、⑪】 住民に対しリアルタイムな防災情報等の提供を行うため、放送事業者・ケーブルテレビ事業者の協力を得て、体制の確保に努める。				

第4章 計画の実施工工程と進捗管理

4-1 進捗状況の把握

計画策定後は、地域強靭化の取組を着実に推進するため、「アクションプラン編」に記載されている事業について、数値目標等を活用して、リスクシナリオごとに進捗管理を実施する。

4-2 計画の見直し

本計画は、成田市総合計画「NARITA みらいプラン」で示されている取組や将来像と整合を図りながら、市のあらゆる行政計画の指針として、分野横断的・網羅的に取組を整理するための計画として位置づけられている。このため、成田市総合計画「NARITA みらいプラン」または実施計画の改定に合わせて、基本計画編の内容を修正するとともに、地域防災計画等の関連する計画を見直す際には、本計画との整合性を図ることとする。

計画の進捗管理に当たっては、毎年度、社会状況の変化や「4-1 進捗状況の把握」の結果をもとに施策の進捗状況等の把握・分析を行い、PDCA サイクル^(※20)により、アクションプラン編の記載内容を点検・見直していくこととする。

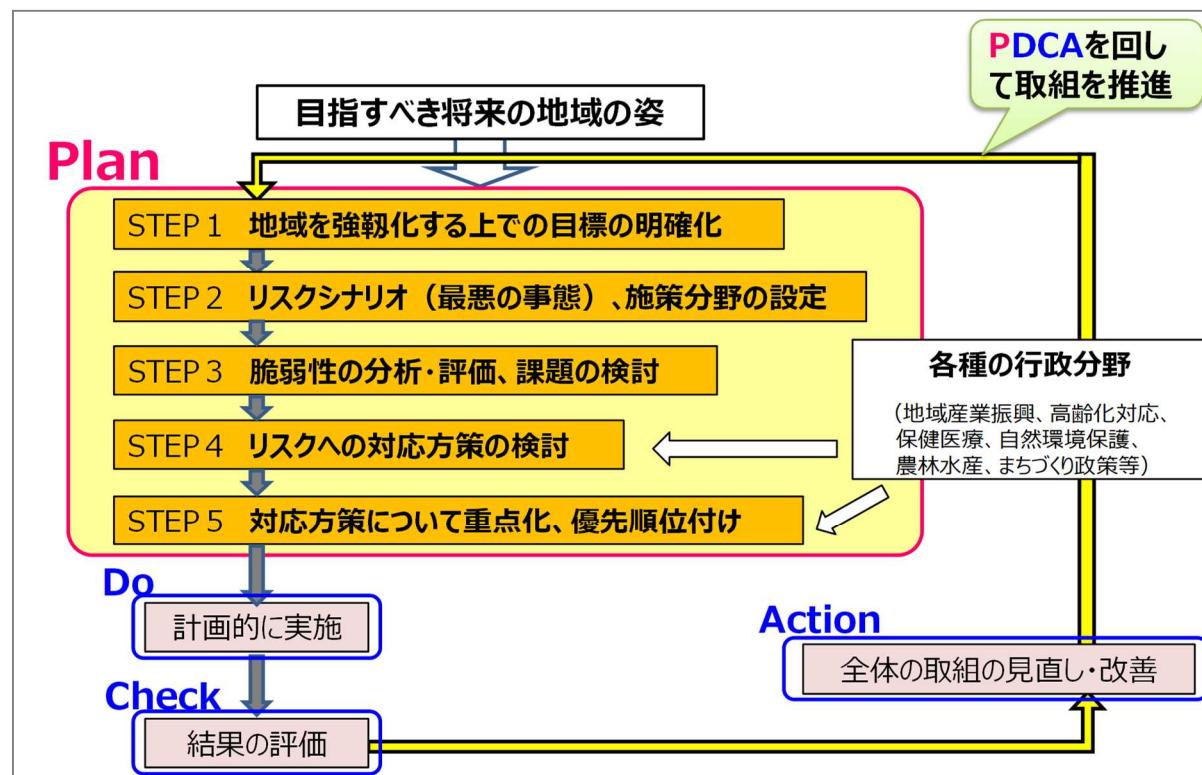


図 計画の見直しイメージ

出典：国土強靭化地域計画策定ガイドライン(第7版)策定・改訂編(令和2(2020)年6月)をもとに作成

<アクションプラン編>

【記載例】

事前に備えるべき目標

1 被害の発生を抑制することにより人命を保護する

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物の耐震化の促進)

●建築物耐震化促進事業(建築住宅課)

リスクシナリオ

事業の目的や内容

耐震改修促進計画に基づき、下記の事業を行う。

民間建築物については、住宅の耐震診断・改修に対する支援を行うとともに、住宅無料耐震相談会を実施し、住宅の耐震化促進を図る。

市が所有する公共建築物については、耐震改修や使用制限等により利用者の安全を確保する。

その他、法に基づき所定の建築物について、国の財政支援等（住宅・建築物安全ストック形成事業）を活用し、耐震診断の啓発や、耐震改修の支援等を実施する。

指標名	現状値				目標値			
住宅の耐震化率	約 85% (H25 年度)				95% (R2 年度)			
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
	95%(R2)							→
	継続実施							
	関連計画							
	成田市耐震改修促進計画、成田市地盤改良計画							
指標の名称	計画期間内(令和 9(2027)年まで)の進捗				現状値・目標値と年度			
関連する計画や調査名	実線：目標値までの期間							
	破線：目標値以降～令和 9(2027)年までの期間							
※達成率が 100%となった年度以降にも 線を引いている場合がある。								

目標：1 被害の発生を抑制することにより人命を保護する

1－1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物の耐震化)

●建築物耐震化促進事業(建築住宅課)

耐震改修促進計画に基づき、下記の事業を行う。

民間建築物については、住宅の耐震診断・改修に対する支援を行うとともに、住宅無料耐震相談会を実施し、住宅の耐震化促進を図る。

市が所有する公共建築物については、耐震改修や使用制限等により利用者の安全を確保する。

その他、法に基づき所定の建築物について、国の財政支援等（住宅・建築物安全ストック形成事業）を活用し、耐震診断の啓発や、耐震改修の支援等を実施する。

指標名	現状値							目標値							
	約 85% (H25 年度)							95% (R2 年度)							
住宅の耐震化率	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
	95%(R2)	→ 繼続実施							関連計画等						
	成田市耐震改修促進計画、成田市地域防災計画														
特定建築物の耐震化率	現状値							目標値							
	約 89% (H27 年度)							95% (R2 年度)							
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
95%(R2)	→ 繼続実施							関連計画等							
成田市耐震改修促進計画、成田市地域防災計画															

●各施設管理事業(スポーツ振興課)

個別施設計画に基づき、施設の改修、更新等の再整備を進め、適切な維持管理を行う。

指標名	現状値							目標値							
	95% (R1 年度)							100% (R3 年度)							
耐震診断実施率及び改修率	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
	95%(R1)	→ 100 % (R3)							関連計画等						
	防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査等について (R1 調査)														

●国際文化会館施設整備事業(文化国際課)

安心・安全な施設環境を提供するため、国際文化会館大ホール天井部の耐震化を実施する。

指標名	現状値				目標値				
	1/2(50%) (R2 年度)				2/2(100%) (R5 年度)				
文化施設の耐震化率（特定天井の改修）	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9		
	1/2(R2)				2/2(R5)				
	関連計画等								
成田市耐震改修促進計画									

(避難路等の確保)

●道路等補修事業(道路管理課)

道路安全を維持するため、定期点検及び修繕計画に基づいた舗装の修繕、道路施設等の老朽化対策を行う。

指標名	現状値				目標値												
	0% (R3 年度)				-												
トンネル要対策箇所の修繕率	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9										
	0%(R3)				50%(R6)												
	関連計画等																
トンネル長寿命化修繕計画																	
指標名	現状値				目標値												
	100% (R1 年度)				-												
門型標識要対策箇所の修繕率	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9										
	100%(R1)				継続実施												
	関連計画等																
門型標識長寿命化修繕計画																	
指標名	現状値				目標値												
	0 箇所 (R3 年度)				1 箇所 (R4 年度)												
道路法面及び擁壁要対策箇所数	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9										
	0 箇所(R3)				1 箇所(R4)												
	継続実施																
関連計画等																	
道路法面及び擁壁修繕計画																	

指標名	現状値				目標値			
舗装修繕要対策箇所数	32箇所（R3年度）				80箇所（R9年度）			
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
	32箇所(R3)				80箇所(R9)			
	関連計画等							
	舗装修繕計画							
	現状値				目標値			
道路照明要対策箇所の整備率	33%（R1年度）				100%（R3年度）			
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
	33%(R1) 100%(R3)							
	関連計画等							
道路標識要対策箇所数	0箇所（R1年度）				8箇所（R9年度）			
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
	0箇所(R1)				8箇所(R9)			
	関連計画等							
道路標識修繕化計画	道路標識修繕化計画							

●橋りょう補修事業(道路管理課)

市が管理する橋梁について定期点検及び長寿命化修繕計画に基づいて修繕を行う。

指標名	現状値				目標値			
橋梁の健全率	64%（R3年度）				82%（R9年度）			
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
	64%(R3)				82%(R9)			
	関連計画等							
	橋梁長寿命化修繕計画							

●生活道路整備事業(土木課)

●狭あい道路拡幅整備事業(建築住宅課)

(地域防災力の強化)

●自主防災組織整備事業(危機管理課)

防災意識のさらなる高揚を図り、自主防災組織の結成を促進するとともに、防災訓練の実施や防災用品の備蓄など自主防災組織の活動を支援する。

指標名	現状値							目標値													
	132 団体・組織率 45.8% (R1 年度)							161 団体・組織率 55.9% (R5 年度) 189 团体・組織率 65.6% (R9 年度)													
自主防災組織の組織数・組織率	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9														
	45.8%(R1) 55.9%(R5)							65.6%(R9)													
	関連計画等																				
	成田市総合計画 第 2 期基本計画																				

1－2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(火災予防対策)

●広報活動及び設置調査(予防課)

設置が義務化されている住宅用火災警報器の普及率向上を推進する。また、設置済みの警報器の点検や更新を推進する。

指標名	現状値							目標値													
	73% (R1 年度)							100% (R8 年度)													
住宅用火災警報器の普及率	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9														
	73%(R1)							100%(R8)													
	関連計画等																				
	成田市地域防災計画																				

(住宅・建築物等の耐震化)

- 各施設管理事業(スポーツ振興課)【再掲】

- 建築物耐震化促進事業(建築住宅課)【再掲】

- 国際文化会館施設整備事業(文化国際課)【再掲】

(消防力の強化)

- 消防団の充実強化(消防総務課)

消防団協力事業所の拡充など、消防団員の加入しやすい環境を整備するとともに、OB 団員や学生により構成された機能別消防団(能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団)を導入するなど、消防団員の確保を図り、訓練計画に基づき訓練を実施し、地域の災害対応力を充実させる。

指標名	現状値							目標値													
	93% (R2 年度)							100% (R9 年度)													
消防団員充足率	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9														
	 93%(R2) → 100%(R9)																				
	関連計画等																				
	成田市行政改革推進計画（令和元年度～令和 3 年度）																				
機能別消防団の導入	現状値							目標値													
	機能別消防団の導入（R2 年度）							訓練の実施（R3 年度）													
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9														
	 訓練の実施(R3) → 繼続実施																				
	関連計画等																				
	成田市行政改革推進計画（令和元年度～令和 3 年度）																				

- 自主防災組織等の充実強化(危機管理課)【再掲】

●常備消防力の強化(警防課)

多種多様化する災害へ対応するため、消防車両及び資機材の整備並びに訓練による消防力の強化を推進する。

指標名	現状値							目標値	
	長期車両整備計画を基に更新							計画通りの更新	
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9		
消防機器の整備計画	長期車両整備計画を基に更新							計画通りの更新	
	関連計画等								
	消防力の整備指針								

(地域防災力の強化)

●自主防災組織整備事業(危機管理課)【再掲】

1－3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(避難対策の充実)

●内水ハザードマップ作成事業(危機管理課、下水道課)

浸水に関する情報等を解りやすく提供することにより、想定し得る最大規模の内水に対する避難体制等の充実と強化を図る。

指標名	現状値							目標値	
	0% (R3 年度)							100% (R7 年度)	
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9		
内水ハザードマップ策定率	0%(R3)							100%(R7)	
	関連計画等								
	成田市下水道施設耐水化計画（策定予定） 社会資本総合整備計画（令和3年度～令和7年度）								

(浸水範囲の軽減)

●準用河川整備事業(土木課)

集中豪雨や台風による水害に備え、流域の都市化の進展に伴う雨水流出量の増加に対応するため、また、市民の潤いの場としての良好な水辺環境を創出するため、市が管理する準用河川10河川について、計画的な整備を行い、日常の適切な管理による流下能力の確保に努める。

指標名	現状値							目標値						
	3 河川 (H30 年度)							10 河川 (R5 年度)						
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9							
河川維持管理計画作成	3 河川(H30)	10 河川(R5)												
	関連計画等													
	成田市地域防災計画													
	成田市公共施設等総合管理計画													

●浸水対策事業(下水道課)

浸水による被害を最小限にするため、下水道（雨水）施設の整備を促進する。

指標名	現状値							目標値						
	0% (R3 年度)							100% (R7 年度)						
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9							
浸水対策達成率	0%(R3)				100%(R7)									継続実施
	関連計画等													
	根木名川雨水 7 号支線・幹線整備事業（整備面積 5.37ha）													
	江川雨水 2 号支線・幹線整備事業（整備面積 4.68ha）													
	※指標値は上記事業の達成率													

(地域防災力の強化)

●自主防災組織整備事業(危機管理課)【再掲】

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(土砂災害防止対策)

●急傾斜地崩壊対策事業(土木課)

急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命、財産を守るため、一定規模以上の危険な崖地に対し、対策工事を行う。

指標名	現状値				目標値			
	61箇所(R2年度)				64箇所(R5年度)			
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9		
急傾斜地崩壊対策事業整備箇所数	61箇所(R2)	64箇所(R5)			継続実施			
関連計画等								

●崖地整備費補助事業(土木課)

(地域防災力の強化)

●自主防災組織整備事業(危機管理課)【再掲】

目標：2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(備蓄品の確保)

●防災用品備蓄事業(危機管理課)

地震等の大規模な災害が発生した場合を想定し、計画的に備蓄品や災害時に必要となる資機材などを購入する。

指標名	現状値				目標値			
	50% (R1年度)				63% (R5年度) 84% (R9年度)			
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9		
必要数量に対する備蓄数割合	50%(R1)	63%(R5)			84%(R9)			
関連計画等								
成田市備蓄計画								

(交通の確保)

●幹線道路整備事業(土木課)

国道や県道、公共施設等との連結的な役割を担う主要な市道を幹線道路として位置付け、成田市幹線道路網整備計画に基づき計画的に整備することで、市民の利便性、安全性を向上させるとともに、災害時における物資輸送道路としての機能を確保するなど、都市の骨格の形成を目指す。

指標名	現状値							目標値
幹線道路整備完了路線数 (成田市幹線道路網整備計画における「路線別整備プログラム」に基づく路線を対象とする。)	3 路線 (H30 年度)							13 路線 (R5 年度) 20 路線 (R9 年度)
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
	3 路線(H30)	13 路線(R5)			20 路線(R9)			
	関連計画等							
	成田市幹線道路網整備計画							
	成田市総合計画 第 2 期基本計画							

●道路等補修事業、橋りょう補修事業(道路管理課)【再掲】

(断水対策)

●並木町配水場改修事業(工務課)

並木町配水場は、並木町地区を中心に市内約 755 ha に給水している。配水池、管理棟、機械・電気設備の老朽化が進み、耐震性が低い状況にある。また、2022年度における水需要予測では、計画1日最大送配水量を1万2000立方メートルとしており、配水泵能力及び配水池容量の不足が見込まれている。このため、老朽化及び耐震強度に課題のある設備を改築更新し、新たに配水池を新設し対応する。

指標名	現状値							目標値
上水道の配水池耐震化率	44.7% (R1 年度)							65.0 (R5 年度) 73.0 (R10 年度)
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9(R10)	
	44.7%(R1)	65.0%(R5)			73.0%(R10)			
	関連計画等							
	成田市水道事業ビジョン							
	成田市水道事業施設更新計画							

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(地域防災力の強化)

- 防災行政無線整備事業(危機管理課)

騒音地域において貸与している防災行政無線のアナログ波対応戸別受信機をデジタル波対応に更新し、災害時等に確実な防災・災害情報の伝達を図る。

指標名	現状値						目標値	
	0台 (R1年度)						2,000台 (R3年度) 2,000台 (R4年度)	
デジタル波対応戸別受信機 への更新	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
	0台(R1) 2,000台(R3) 2,000台(R4)							
	関連計画等							
	成田市総合計画 第5次実施計画							

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(消防力の強化)

- 消防団員の確保対策(消防総務課)【再掲】

- 自主防災組織等の充実強化(危機管理課)【再掲】

- 常備消防力の強化(警防課)【再掲】

(地域防災力の強化)

- 自主防災組織整備事業(危機管理課)【再掲】

2-4 想定を超える帰宅困難者の発生、混乱

(交通の確保)

- 道路補修事業、橋りょう補修事業(道路管理課)【再掲】

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(交通の確保)

- 幹線道路整備事業(土木課)【再掲】

- 道路補修事業、橋りょう補修事業(道路管理課)【再掲】

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(住宅・建築物等の耐震化)

●建築物耐震化促進事業(建築住宅課)【再掲】

(下水道機能の確保)

●下水道施設の耐震化事業(下水道課)

下水道の根幹施設である中継ポンプ場の耐震化を着実に推進し、ポンプ場に直結する重要な幹線管路等について、管更生による強化や継手性能の向上を図り、地震時における汚水処理機能を確保する。

指標名	現状値							目標値						
	1 施設 (R2 年度)							3 施設 (100%) (R7 年度)						
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9							
中継ポンプ場の耐震化達成率	1 施設(R2)							3 施設(100%)(R7)						
	関連計画等													
	成田市下水道総合地震対策計画 (令和3年度～令和7年度) 中継ポンプ場 3 施設 ※指標値は上記計画の達成率													
指標名	現状値							目標値						
	0% (R3 年度)							100% (R7 年度)						
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9							
管路対策(管更生)の達成率	0%(R3)							100%(R7)						
	関連計画等													
	成田市下水道総合地震対策計画 (令和3年度～令和7年度) 管渠(管更生) L=3.9km ※指標値は上記計画の達成率													
指標名	現状値							目標値						
	0% (R3 年度)							100% (R7 年度)						
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9							
人孔浮上防止対策の達成率	0%(R3)							100%(R7)						
	関連計画等													
	成田市下水道総合地震対策計画 (令和3年度～令和7年度) 人孔 8 箇所 ※指標値は上記計画の達成率													
指標名	現状値							目標値						
	0% (R3 年度)							100% (R7 年度)						
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9							
管口可とう化達成率	0%(R3)							100%(R7)						
	関連計画等													
	成田市下水道総合地震対策計画 (令和3年度～令和7年度) 管口 64 箇所 ※指標値は上記計画の達成率													

●下水道施設の耐水化事業(下水道課)

河川氾濫時等の災害時に下水道施設が浸水しないよう止水板等により浸水防止対策を講じるなどの耐水化を図り、下水道施設の汚水処理機能を確保する。

指標名	現状値							目標値						
	0% (R3 年度)							100% (R7 年度)						
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9							
中継ポンプ場の耐水化達成率	0%(R3) → 100%(R7)													
	関連計画等													
	成田市下水道施設耐水化計画（策定予定）													
	社会資本総合整備計画（令和3年度～令和7年度）													
	中継ポンプ場 1 施設 ※指標値は上記計画の達成率													

●下水道 BCP 策定事業(下水道課)

下水道施設の耐震化及び耐水化のための調査を行い、地震対策及び浸水対策の計画を策定する。また、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理を行うために、下水道 B C P に電源喪失時の対応を盛り込む等の段階的な内容の充実を図る。

指標名	現状値							目標値						
	策定済(令和2年度更新)							(毎年度改定)						
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9							
下水道 BCP 策定率	策定済(R2 年度更新) → (毎年度改定)													
	関連計画等													
	成田市下水道総合地震対策計画（令和3年度～令和7年度）													
	成田市下水道業務継続計画（BCP）													

(地域防災力の強化)

●自主防災組織整備事業(危機管理課)【再掲】

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(要配慮者への支援)

●福祉避難所の設置促進(社会福祉課、危機管理課)

福祉避難所の設置を促進するとともに、福祉避難所マニュアルを改定し、要支援者のための施設整備や備品の備蓄など、避難環境の整備を図る。

指標名	現状値							目標値						
	14 施設 (R2 年度)							-						
福祉避難所の指定数	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9							
	14 施設(R2)							継続実施						
	関連計画等													
	成田市総合保健福祉計画 福祉避難所運営マニュアル													

(地域防災力の強化)

●自主防災組織整備事業(危機管理課)【再掲】

目標：3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(行政機能の強化)

●災害対策本部の実施体制の充実強化(危機管理課、消防総務課)

平時より、災害対策本部員、防災担当責任者及び防災担当者に対する訓練や研修を行うことにより、災害対策本部における応急対策活動を的確に実施するための体制を構築する。

指標名	現状値							目標値						
	毎年度 1 回以上							毎年度 1 回以上						
図上訓練の実施	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9							
	毎年度 1 回以上							継続実施						
	関連計画等													
	成田市行政改革推進計画（令和元年度～令和 3 年度）													

(施設・備蓄品の整備)

- 各施設における個別施設計画の策定の推進(企画政策課、施設所管課)
- 個別施設計画に基づく施設の長寿命化、修繕等の適切な維持管理の推進(企画政策課、施設所管課)
- 建築物耐震化促進事業(建築住宅課)【再掲】

●小・中学校太陽光発電導入事業(学校施設課)

新築、増築、建替えや長寿命化改修工事に合わせて、小・中・義務教育学校に太陽光パネル等を設置し、CO₂排出削減に貢献するとともに、児童生徒が環境に対する学習を行いやすい施設整備を図る。

また、太陽光パネルの設置に合わせて蓄電池を整備することで、防災機能の強化を図る。

指標名	現状値	目標値
	32.4% (R2 年度)	58.6% (R5 年度) 75.9% (R9 年度)
	R3 R4 R5 R6 R7 R8 R9	
小・中・義務教育学校太陽光発電整備率	32.4%(R2) 58.6%(R5)	75.9%(R9)
	関連計画等	
	成田市総合計画 第 2 期基本計画	
	成田市学校施設長寿命化計画（令和 2 年度策定）	
指標名	現状値	目標値
	23.5% (R2 年度)	58.6% (R5 年度) 75.9% (R9 年度)
	R3 R4 R5 R6 R7 R8 R9	
小・中・義務教育学校蓄電池整備率	23.5%(R2) 58.6%(R5)	75.9%(R9)
	関連計画等	
	成田市総合計画 第 2 期基本計画	
	成田市行政改革推進計画（令和元年度～令和 3 年度）	
	成田市学校施設長寿命化計画（令和 2 年度策定）	

(地域防災力の強化)

- 自主防災組織整備事業(危機管理課)【再掲】

目標：4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4－1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(備蓄品の確保)

- 停電発生時における A 重油の供給に関する協定書(管財課)【再掲】

4－3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(要配慮者への支援)

- 福祉避難所の指定促進(社会福祉課)【再掲】

(地域防災力の強化)

- 自主防災組織整備事業(危機管理課)【再掲】

目標：5 経済活動の機能を早期に回復する

5－2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(交通の確保)

- 幹線道路整備事業(土木課)【再掲】

(備蓄品の確保)

- 停電発生時における A 重油の供給に関する協定書(管財課)【再掲】

5－3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(交通の確保)

- 幹線道路整備事業(土木課)【再掲】

- 道路補修事業、橋りょう補修事業(道路管理課)【再掲】

5－4 空港の被災による国際航空輸送への甚大な被害

(交通の確保)

- 幹線道路整備事業(土木課)【再掲】

5-5 食料等の安定供給の停滞

(農業活動への支援)

●排水路整備事業(農政課)

幹線農業用排水路を整備することにより、乾田化の促進や農作業の効率を上げるとともに、農村環境の整備を図る。

指標名	現状値				目標値					
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9			
排水路の整備率	82.3% (H30 年度)				85.0% (R9 年度)					
	82.3%(H30) → 85.0%(R9)									
	関連計画等									

(卸売市場施設整備の推進)

●一般管理に関する経費(卸売市場)

公設地方卸売市場は、生鮮食料品等の安定的な供給を担う重要な使命を有しているため、大規模停電時の緊急事態においても、その機能を維持し、早期に機能回復することが求められる。

このため、緊急事態が生じた場合でも可能な限り市場がその業務を維持・継続できる体制の確立に向けて、業務継続計画の策定に取り組むとともに、策定後もその更新を含めた適切な運用を図ることが必要となる。

業務継続計画書は、市場に重大な影響を及ぼしうる停電発生時において、重要業務を中断させないよう、万一、事業活動が中断した場合でも目標復旧時間内に重要業務を再開させられるよう各活動について定めるものである。

指標名	現状値				目標値					
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9			
成田市公設地方卸売市場業務継続計画 BCP【大規模停電編】の策定	未策定				(R2 年度策定予定)					
	未策定(R2 年度策定予定) →									
	関連計画等									
	成田市地域防災計画及び関連する計画									

目標：6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(断水対策)

●管路耐震化工事(工務課)

将来にわたり安全・安心な水道水の安定供給、適切な汚水処理を継続できるよう、管路の耐震化や更新を計画的に実施する。

指標名	現状値							目標値										
	57.8% (R1 年度)							59.0% (R5 年度) 60.0% (R9 年度)										
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9											
上水道の管路耐震化適合率	57.8%(R1)	59.0%(R5)	60.0%(R9)								関連計画等							
	成田市総合計画 第 2 期基本計画							成田市水道事業ビジョン										
	成田市水道事業施設更新計画																	

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道機能の確保)

●下水道ストックマネジメント計画実施事業(下水道課)

下水道施設の老朽化による機能低下を防止するため、ストックマネジメント計画に基づいた維持管理・更新等を推進することで、災害時における汚水処理機能を確保する。

指標名	現状値							目標値										
	0% (R3 年度)							100% (R7 年度)										
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9											
中継ポンプ場の改築更新達成率	0%(R2)	100%(R6)	継続実施							関連計画等								
	成田市下水道ストックマネジメント計画（令和 2 年度～令和 6 年度）							社会資本総合整備計画（令和 3 年度～令和 7 年度）										
	施設更新 4 箇所 ※指標値は上記計画の達成率																	
指標名	現状値							目標値										
	0% (R3 年度)							100% (R7 年度)										
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9											
管渠の改築更新達成率	0%(R2)	100%(R6)	継続実施							関連計画等								
	成田市下水道ストックマネジメント計画（令和 2 年度～令和 6 年度）							社会資本総合整備計画（令和 3 年度～令和 7 年度）										
	管更新 L=3.1km, マンホール蓋交換 443 箇所 ※指標値は上記計画の達成率																	

●下水道施設の耐震化事業(下水道課)【再掲】

●下水道B C P策定事業(下水道課)【再掲】

(農業集落排水施設の整備)

●農業集落排水事業（6地区）(農政課)

農業集落排水事業は、農業振興地域を対象として、し尿・生活雑排水などの汚水を処理する施設を整備するもので、下総地区及び大栄地区で実施している。

指標名	現状値						目標値
農業集落排水施設の機能診断実施地区	機能診断・最適整備構想策定済 (R1年度)						左記構想による全修繕工事完了 予定(R42年度)
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
	機能診断・最適整備構想策定済(R1) 関連計画等						全修繕工事完了(※R42)
	成田市生活排水対策推進計画(中間見直し)						

(浄化槽の整備)

●合併処理浄化槽設置整備事業補助金及び維持管理費補助金(環境衛生課)

合併処理浄化槽はし尿や台所・お風呂などの生活雑排水を併せて処理する浄化槽であり、市では、合併処理浄化槽の設置費と維持管理費に補助金を交付している。

指標名	現状値						目標値
合併処理浄化槽設置整備事業補助金設置基數	35基(R1年度補助実績)						80基/年
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
	35基(R1) 関連計画等						80基/年(R6) 継続実施
	成田市循環型社会形成推進地域計画						

6-4 陸空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

(交通の確保)

●幹線道路整備事業(土木課)【再掲】

●道路等補修事業、橋りょう補修事業(道路管理課)【再掲】

目標：7 複合災害・二次災害の拡大を防止する

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(火災予防対策)

- 広報活動及び設置調査(予防課)【再掲】

(救助活動能力の強化)

- 救助活動能力の強化(警防課)

解体予定建物を活用した救助訓練、千葉県消防学校訓練施設を使用した訓練を行う。

指標名	現状値							目標値
	高度資機材の習熟及び専門知識の習得							救助隊員教育年間訓練計画
高度救助隊発足に伴う資機材の充実	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
	高度資機材の習熟及び専門知識の習得 救助隊員教育年間訓練計画							
	関連計画等							
	救助活動に関する基準 第13条、14条、15条							

(地域防災力の強化)

- 自主防災組織整備事業(危機管理課)【再掲】

7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

(土砂災害防止対策)

- 急傾斜地崩壊対策事業(土木課)【再掲】

- 崖地整備費補助事業(土木課)【再掲】

7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃

(農地・森林の整備等)

- 県単森林整備事業、森林保全活動推進事業など(農政課、環境計画課)

森林所有者等を対象に、下刈や枝打ち等の森林の整備に係る経費について補助することにより、森林の有する多面的機能（水源の涵養や生物多様性の保全等）の高度発揮と地域社会の健全な発展を図る。

指標名	現状値							目標値						
	15.6ha/年 (R1 年度)							21.9ha/年 (R9 年度)						
森林保全事業の実施総面積	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9							
	15.6ha/年(R1)							21.9ha/年(R9)						
	関連計画等													
	成田市総合計画 第2期基本計画													

- 里山保全ボランティア研修 (R3 より実施予定) (農政課、環境計画課)

成田市森林整備計画に謳われている、森林ボランティア団体を養成することで、里山の整備を進め、地域保全機能の維持を図る。

指標名	現状値							目標値						
	9 団体 (R1 年度)							15 团体 (R9 年度)						
里山活動団体の数	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9							
	9 団体(R1)							15 团体(R9)						
	関連計画等													

目標：8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（復旧復興体制の整備）

- 災害に係る住家の被害認定調査に関する勉強会(危機管理課、資産税課)

災害発生時に迅速かつ円滑な建物被害認定調査が実施できるよう理解を深め体制の充実を図る。

指標名	現状値							目標値						
	課内研修を 2 回程度実施。							業務の理解を深め体制の充実を図る。						
住家の被害認定調査業務	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9							
	課内研修を 2 回程度実施							業務の理解を深め体制の充実を図る						
	関連計画等													
	災害時職員初動マニュアル（財政部）													

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(浸水範囲の軽減)

- 準用河川整備事業(土木課)【再掲】

- 浸水対策事業(下水道課)【再掲】

(下水道機能の確保)

- 下水道施設の耐震化事業(下水道課)【再掲】

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(地域防災力の強化)

- 自主防災組織整備事業(危機管理課)【再掲】

用語解説

No.	用語	説明
※ 1	持続可能な開発目標 (SDGs)	「Sustainable Development Goals」の略称。2030 年までに達成すべき 17 の目標として、2015 年に国連サミットで採択された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。貧困や飢餓をなくすといった開発途上国への支援をはじめ、クリーンエネルギーや技術革新といった成長戦略、海洋資源や気候変動といった環境問題などが目標として掲げられている。
※ 2	脆弱性	一般的には「脆くて弱い性質または性格」のことを指す。国土強靭化においては特に、「最悪の事態」の回避のために解決が必要であるような、現状での問題点や課題を指す。
※ 3	狭あい道路	法律上の定義はないが、行政（都道府県・市町村）が使用する場合は、主に建築基準法第 42 条第 2 項に規定される幅員 4m 未満の道路を指す。
※ 4	内水氾濫	市街地に排水能力を超える多量の雨が降り、排水が雨量に追いつかず建物や土地が水に浸かる現象。 河川の増水によって排水の役割を担う用水路や下水溝が機能不全となり、少しずつ冠水が広がる「氾濫型の内水氾濫」と、河川の水が排水路を逆流して起きる「湛水型の内水氾濫」がある。
※ 5	土砂災害警戒区域	土砂災害は大別して「がけ崩れ」「地すべり」「土石流」の 3 種類がある。 土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域が「土砂災害警戒区域」、その区域の中で、建物等に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域が「土砂災害特別警戒区域」に指定される。
※ 6	サプライチェーン	供給者から消費者までを結ぶ、調達・製造・配送・販売の業務のつながりのこと。
※ 7	T E C – F O R C E	Technical Emergency Control-FORCE の略で、国土交通省に設置された「緊急災害対策派遣隊」を意味する。 大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを業務とする。
※ 8	BCP	Business Continuity Plan の略であり、「事業継続計画」もしくは「業務継続計画」を意味する。 企業や団体が自然災害などで被災しても、重要な業務を中断させず、仮に中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴って発生する顧客や住民等への被害、それに伴う当該組織への評価や信頼の低下などから当該組織を守るための経営・危機管理の戦略。行政においては、大規模災害時においても必要な住民サービスを継続できるよう計画を策定する。
※ 9	自立・分散型エネルギー	従来の、原子力発電所、火力発電所といった大規模な集中型の発電所で発電し各家庭・事務所等に送電するシステムに対して、地域において、燃料電池、再生可能エネルギー等を最大限活用し、災害時等に大規模電源等からの供給に困難が生じた場合でも、自立的に一定のエネルギー供給を確保できる分散型のエネルギー・システムを指す。

No.	用語	説明
※10	被災建築物応急危険度判定	人命にかかる二次的災害を防止するため、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定すること。
※11	要配慮者	高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくく、配慮を要する者を指す。
※12	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又はその災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を指す。
※13	公共施設等総合管理計画	自治体が所有する公共建築物および道路や橋などのインフラ資産を含めた全ての公共施設等を対象として、現状や課題を整理し、施設の更新、統廃合、長寿命化等、管理に関する基本的な考え方を定めた計画のこと。
※14	大規模盛土造成地	盛土造成地のうち、次のいずれかの要件を満たすものをいう。 ①谷埋め型：谷や沢を埋めて造成された土地。盛土をした土地の面積が 3,000 m ² 以上 ②腹付け型：傾斜面に沿って盛土造成された土地。盛土をする前の地盤面が水平面に対し 20°以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが 5 m以上
※15	幹線道路	地域の主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路。周囲に比較して交通量の多い道路で、高速道路・バイパス道路などの自動車専用道を含む国道・都道府県道・市道のほか、空港や駅・役所などに直接つながる道路を指す。
※16	感震ブレーカー	地震発生時に設定値以上の揺れを感じたときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合、電気火災を防止するために有効である。
※17	Lアラート	地方公共団体等が発する災害関連情報等を集約し、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット等の多様なメディアを通じて、一括配信するシステム。
※18	一時滞在施設	災害時に帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設。
※19	緊急輸送道路	大規模な地震が起きた場合における避難・救助、物資の供給、諸施設の復旧など広範な応急対策活動を広域的に実施するために指定された道路。 千葉県では、高速道路、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と、これらの道路から県庁や空港、港湾に通じる道路を 1 次路線、1 次路線と市役所、主要な防災拠点を相互に連絡する幹線的な道路を 2 次路線として指定している。
※20	PDCA サイクル	計画をたて(Plan)、それを実行し(Do)、内容を評価して(Check)、改善に結びつけ(Act)、その結果を次の計画(Plan)に活かす、反復・継続した管理手法。 このサイクルを繰り返すことによって、計画内容の維持、向上及び継続的な実施を推進する。

成田市国土強靭化地域計画

(素案)

令和3(2021)年1月

発行・編集 成田市総務部危機管理課
